

(第八部) 第四回 参議院農林水産委員会会議録第三十三号

昭和三十七年四月二十六日(木曜日)
午前十時四十九分開会

昭和三十七年四月二十六日(木曜日)
(当面の農林水産施設に関する件)

委員の異動

四月二十五日委員戸叶武君辞任につき、その補欠として佐多忠隆君を議長に指名した。本日委員柴田栄君及び戸叶武君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 戸叶武君
理事 石谷 慶男君
櫻井 志郎君
安田 敏雄君
森 八三一君

農林大臣官房長 昌谷	農林省農林経済局長 坂村	農林省農業局長 庄野	農林省畜産局長 森
農林省農地局長 大沢	水産庁長官 伊東	水産庁次長 村田	農林省農政課長 岡田
食糧府長官 融君	会専任委員 安樂城敏男君	農業協同組合部長 酒折	農業協同組合部長 武弘君
農林省農林経済局農業協同組合部長	農業協同組合部長	農業協同組合部長	農業協同組合部長

事務局側

常任委員会専任委員 安樂城敏男君	酒折 武弘君	岡田 覚夫君
水産次長 村田 貫三君		

委員

青田源太郎君
植垣弥一郎君

岡村文四郎君	農業協同組合部長
重政 肇徳君	農業協同組合部長
田中 啓一君	農業協同組合部長
谷口 慶吉君	農業協同組合部長
温水 三郎君	農業協同組合部長
藤野 繁雄君	農業協同組合部長
小笠原 三勇君	農業協同組合部長
清澤 俊英君	農業協同組合部長
戸叶 勝正君	農業協同組合部長
天田 正君	農業協同組合部長

- 農地法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 農地法の一部を改正する法律案(第39回国会内閣提出、衆議院送付)
- 農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 農業保険事業団法案(第39回国会内閣提出、衆議院送付)
- 農業災害補償法の一部を改正する法律案(第39回国会内閣提出、予備審査)(継続案件)
- 農業協同組合法の一部を改正する法律案(第39回国会内閣提出、衆議院送付)
- 農業災害補償法の一部を改正する法律案(第39回国会内閣提出、予備審査)(継続案件)

○農林水産政策に関する調査

(当面の農林水産施設に関する件)

○委員長(戸叶武君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。

二十五日、戸叶武君が辞任、その補欠として佐多忠隆君が選任せられました。

この三として、農業組合法人は、その組合員の農業生産についての協業を図ることによりその共同の利益を増進することを目的とする」と、こう書いてあるのであります。それから七十二条の八には、農業組合法人の事業が書いてあるのであります。これは事業の内容は省略いたします。これによつて見まするというと、農業組合法人は出資をする農業組合法人と、出資をしないところの農業組合法人ととの二通りがあるのです。こうして出資をせないところの、非出資の法人は農業の經營を営むことはできない。農業經營をしようと思ったならば、必ず出資の農事組合にしなくちやできない、こうなつておるのであります。それから資料の七十二ページの第十二条では「組合員の資格」というものが規定してあります。これによるといふと、第一は農民、第二は農業組合法人——出資の農事組合法人並びに「事業の經營及びこれの農協に対する関係でござりますけれども、われわれといつしましては、できるだけ農協と農業組合法人は緊密な連携のもとにおっしゃるような下部組織的な動きを農業組合法人にさせたい」という希望を持っておるわけあります。そこで、法律上の措置といたしますが、先ほど申されましたように、農業經營を営む農業組合法人は正組合員、その他の農業組合法人は准組合員、そして組合の資格を定めるといふと、それから農業組合法人に農協の発起人の資格を与えないといふようなことなどで、できるだけ農協と法人とは

連携していくという考え方でございますけれども、しかし、法律上両者の関係を強制的にきめて、たとえば強制加入というようなことは、農協の建前上無理なので、その点はそうしておりません。

○藤野繁雄君 あまり簡単で要領を得なかつたが、下部組織として強制的に加入させないということであります

が、今度の農事組合法人、この法人が、それならば次のようなことをお尋ねしてみたいと思います。農事組合法人は連合会を作ることができますか。

○説明員(酒折武弘君) できません。○藤野繁雄君 もしできないとしたらどう指導されますか。

○説明員(酒折武弘君) それは法律上は自由であるが、この農事組合法人が任意の連合会を作つて、農業協同組合がやっているものと同じ仕事をやるというようになります。

○説明員(酒折武弘君) それは法律上は、単独では購買、販売事業はやれな

いようになつております。

○藤野繁雄君 それならば、次に農業

の經營に必要な資材の購入、または

生産物の販売は、これは農業經營が、農事組合法人ができるとしたならば、

直接結びつきが、こういうふうなこと

に高過ぎる場合においては、制裁があるのです。しかし、安過ぎる場

合においての制裁はないのであります。今、具体的にひとつ数字をもつて

おきましては、常時従事いたします

組合員が構成いたしまする執行機関において評価をきめる、こういうこと

におきましては、農地の価格

の流通価格を基準にするか、あるいは

政府がただいま買取しております収益還元の価格をもつてするか、どちら

を標準にするか、こういうことに相

なるわけでございますが、これについて

は、農業生産法人の執行機關において

議決をもつてきめるということに相

なりまして、出資は、この

ができるだけのサービスをする、したがいまして最近の情勢といたしまして農民がこういう共同經營をやっていくことをいう場合には、共同組織を作つていこう

という場合におきまして、これに対応して農協の活動、生産あるいは組織を整備していく、そうしてこれらの人た

の要望にこたえるようにして、それらの人たちを組合員にして活動していく

く、ということが必要なことでありま

す。もちろんおっしゃるような危険が絶無ではございませんけれども、われわれといましてもできるだけそ

ううことのないよう指導したいと考えます。

○藤野繁雄君 それでは少し具体的に入つて、農事組合法人は、単独で購買事業であるとか、販売事業をやること

ができますか。

○説明員(酒折武弘君) 農事組合法人は、単独では購買、販売事業はやれな

いようになつております。

○藤野繁雄君 それならば、次に農業

の經營に必要な資材の購入、または

生産物の販売は、これは農業經營が、農事組合法人ができるとしたならば、

直接結びつきが、こういうふうなこと

に高過ぎる場合においては、制裁があ

ります。しかしながら、安過ぎる場

合においての制裁はないのであります。今、具体的にひとつ数字をもつて

おきましては、常時従事いたします

組合員が構成いたしまする執行機関において評価をきめる、こういうこと

におきましては、農地の価格

の流通価格を基準にするか、あるいは

政府がただいま買取しております収益還元の価格をもつてするか、どちら

を標準にするか、こういうことに相

なるわけでございますが、これについて

は、農業生産法人の執行機關において

議決をもつてきめるということに相

なりまして、出資は、この

が、政府としては、その模範定款例がでけておりますか。でけておったならば、資料として御提出願いたいと思うのであります。

○説明員(酒折武弘君) 現在、まだ検討中でございまして、成案はでけてお

りません。

○藤野繁雄君 次は、農事組合法人に土地を出資する場合の取り扱い方針な

です。この農事組合法人に田畠を現

物出資する場合の土地の評価とい

うことであります。今、これについて

は、提出された資料の百一ページに書

いてあるのであります。法第七十三条の準用規定によつて見ますと、

と、これが有限会社法の第十四条が適

用されているのであります。有限会社

に関する規定は、資料の二百三十九

ジに書いてあります。それによって見

ますと、評価が高過ぎたなら

ば、その高過ぎたところの部分に対し

ては、設立当時の組合員は、高過ぎた

ものに対しては連帶責任を負わなく

ちやいけない。こういうふうに、非常に

に高過ぎる場合においては、制裁があ

ります。しかしながら、安過ぎる場

合においての制裁はないのであります。

に八分と、こう仮定する。そうする

と、十五万円の八分だつたらば一万二千円。現在の小作料は、私の知

る範囲においては、千二百円じやないかと思つております。土地を現物

出資すれば、そして、それが十五万円で、年八分の配当であつたらば、一万

千円。現在の小作料は千二百円。こ

れをどういうふうに処理される考え方でありますか。

○説明員(酒折武弘君) 一体政府のほうで

は、現物出資するところの土地の値段を幾らにし、配当金を幾らにし、小作

地の値段を三万にして、年四分とした

ても都合が悪い。でありますから、土

地の評価基準といふものを政府は定めなくちやいけない。今、これについて

は、提出された資料の百一ページに書

いてあるのであります。法第七十三条の準用規定によつて見ますと、

と、これが有限会社法の第十四条が適

用されているのであります。有限会社

に関する規定は、資料の二百三十九

ジに書いてあります。それによって見

ますと、評価が高過ぎたなら

ば、その高過ぎたところの部分に対し

ては、設立当時の組合員は、高過ぎた

ものに対しては連帶責任を負わなく

ちやいけない。こういうふうに、非常に

に高過ぎる場合においては、制裁があ

ります。しかしながら、安過ぎる場

ろうと存じます。それについては、やはり農業生産法人の業務執行に最も要当なところをきめていくべきじゃないかとわれわれは考えておるわけでございまして、これは一に、農業生産法人の自主性にまかしてあるわけでござい

ますが、御指摘のように、現物出資い

たしまして、それを評価いたしました

金額に対し、利益金の配当、余剰金の配当ということになりました。場合

に、農業生産法人におきましては、こ

の出資配当をいたしました場合は、政令

で定める範囲、こううることに相

なります。そして、大体年六分というよう

に政令で定められております。農協のほうで

は八分ということになります。大体六年

で定めしていく、こううことになります

ます。それにいたしましても、流通価

格を標準にいたしますと、御指摘のよ

うに、六分にいたしましても、十五万

円であるならば九千円、こういうこと

になります。これはあくまでも出資に

いたしまして、それに相当する金額の

出資、こううことに相なるわけでござ

ります。それで、その評価する場合

におきましては、常時従事いたします

組合員が構成いたしまする執行機関

において評価をきめる、こううこと

に相なるわけでござります。それで、小作料とこの出資に對

する配当でございまして、小作料と

は考えられないわけでござります。本

質的に小作料とは違う、こううふう

にわれわれは考えておるわけであります。

それで、小作料とこの出資に對

する配当でございまして、小作料と

は考えられないわけでござります。本

質的に小作料とは違う、こううふう

にわれわれは考えておるわけであります。

それで、小作料とこの

ましては、農協は農民の要望にこたえ

と/orその他の方法で対応する

こと

法人の経営のいかんによって大分以内

ということになりますして、経営が悪ければゼロのこともありますし、経営がよくても六分以内ということになりますが、小作料は、所有権が構成員のほうにあるわけございまして、常に公定の基準によらなければならぬ、こういう点に、小作料と出資に対する配当は本質的に違う、出資に対する配当は小作料とは考えられない、こういふように考えておる次第でございま

す。

○藤野繁雄君 あとでまた引き続いてお尋ねいたしますが、現物出資した場合に、登録税はどうなりますか。登録税は免税になりますか、なりません。

○政府委員(庄野五一郎君) 現物出資いたしました場合には、所有権が法人に移りますので、一昨日御答弁いたしましたように、登録税は免除になります。

○藤野繁雄君 次は、農事組合法人に付する融資の方針を承りたいと思っておるのです。これは無条件でいいのか、保証人を立てさせられるのか、担保をとられるのか、この三つのどれをとられるのですか。

○説明員(酒折武弘君) それは融資機関の態度によって帰結が違うと思いますけれども、農事組合のほうの責任の問題を申し上げますと、原則的にはこれは有限責任となるので、出資の限度における有限ということになります。ただ、特別の場合に保証を、組合に保証するというようなこともあります。それで弁済ができる場合の状況を御承知ないからですよ。

いかなる場合といえども個人保証をとることです。しかざれば担保をとるのではなくて現在の農民の心理にそぐわない面がある、農事組合法人の組織化による一つの障害になるおそれがあります。そこで問題が起ころてくるのです。昭和七年の農村不景気であつて、それで経済更生運動をやつた、その際に産業組合法の中農事実行組合という小組合の規定をやつた、その農事小組合は無限責任であったのだ、これは融資を完全にするためには組合員が無限責任でなくちやならないという原則なんです。また、その当時できたところのものは負債整理組合、住宅組合、これもともに無限責任なんです。あるから、あれだけの不景気の場合に、政府は思い切った融資を農事組合にも融資したけれども、ほとんどひかりがなかつた。こういうふうなことで、任であるということになれば必ず個人保証をとるのです。個人保証をとるというのであつたらば、無限責任と同様がなかつた。こういうふうなことで、任と違つた点があつたらばひとつ御説明をお願いしたいと思うのであります。

○説明員(酒折武弘君) 無限責任の場合は、最初から無限責任を負つておる組合員に対して債権の請求ができるわけであります。保証して責任をとる場合には、まず組合員に対して債権の請求をして、それが五千円に達するときには、保証人に対する請求ができます。これが五千円に達するときには、五千円で出資したとそれを五万円借りたから差し押えた、差し押えた場合には競売処分をやらなくちゃいけない、競売処分をやつたらばそれが十五万円に売れた、そうすると差が十萬円で出資しておつたから差し押えたとそれが十五万円に売れた、そうすると貸したものは、十五万円のものを五万円で出資しておつて、そしてそれが十五万円に売れたのだから、受け取るところのものは五万円でなくちや出資権はない、残りの十万円は農事組合が利益を受けると、こういうふうな不合理なことは、たゞ金で払い戻すか自由という形態に農地の価格の決定次第においてはなるが、今例を申し上げたように、五万円の出資に土地をしておいた。それが競売処分によつて十五万円に売れた中の十万円はどういう取り扱いであるか、これをお尋ねしたいと思うのであります。なお、この問題は法案作成当时においていろいろ議論いたわけありますけれども、結論とい

たしましては、無限責任にするとかえて現在の農民の心理にそぐわない出資の格好にするということは、まあ通常の事態においてはそう考えられます。昭和七年の農村不景気であります。どういうふうな計算で、途中で任において、万一有限責任だけで金融ができない場合において、あるいは債務保証とか、そういう格好を付加してそれで融資をやつたほうが現状に合うのじやないかということで、こういうような結論になつておるわけであります。

○説明員(酒折武弘君) そこで、これは保証の場合はいいけれども、担保をとる場合が出てくる、債権者が担保を差し押さえ、農事組合法人の借りたところの金で、農事組合法人の借りたところの金がどう保護されるのかということが最も具体的な問題として現われてくるかと思います。この点につきましては、原則的には解散の場合の財産の処分は、各組合員の出資口数に応ずるということが普通であろうと思われるわけでありますけれども、そういう特別の事情がある場合には、定款で特別の規定を置くということも必ずしも不可能ではない、それによって調整ができるのではないかと考へております。

○説明員(酒折武弘君) 解散の場合はまたあとで質問します。

今度は農事組合法人の組合員が脱退した場合においての持ち分の払い戻し計算はどうするかということなんですが、私がお尋ねしたいことは、たゞえばかりつきの十五万円の農地、これを五万円で出資しておつたと、時価は、十五万円の時価があるのであります。それを五万円で出資しておつた。だから、出資口数に応じて持ち分を払い戻すといふ場合においては、五万円の出資金であります。これがお尋ねしたいと思うのであれば、その五万円の出資金が現物出

資であったら五万円でそのまま脱退者に払い戻すのかどうか、その土地の所有権まで移転しておつたのをまた戻すのかどうか、こういうふうなことなんですか。どういうふうな計算で、途中で脱退した場合において組合員の払い戻し方針をどうするか。

○説明員(酒折武弘君) 脱退した組合員に対する持ち分の払い戻しにつきましては、定款で定めることになつておられます。組合の經營の安定という観点から申しますと、脱退した場合に金でもって返すことが一番望ましいとは思われるわけでありますけれども、御質問のようなケースになりますと、金だけでは片づかない面がありますので、現物で返すということが必要の場合も起ころうかと思います。いずれでもかまわな

いことになつております。

○藤野繁雄君 そういうふうな場合において脱退する場合は、万やむを得ずして脱退する場合と、不仲になつて脱退する場合と二通りあるのです。そういうふうな場合においては、前もつてこういうふうな方針であるといつて規定を置かなくてはあとで問題が起るのです。で、後顧の憂いのないようにするためにどうすればいいかということを質問しておるわけです。

○説明員(酒折武弘君) おそらく御設問のようなケースでは、この土地を出資した組合員は当然脱退の場合の規定としては現物で返してくれといふことを主張するはずでございまして、これはあえて役所でもちろんこういう方法はあるといふことは知らせる必要があると思いますけれども、こうしなさいとまで言わなくとも自分たちの間の相談でそういうふうにきめられるのではないかと思うのです。

○藤野繁雄君 そこが農事組合員くらいのものは法律上の知識が足らないのです。であるから、昭和七年の産業組合法の改正の際にあっても、農事実行組合の模範定款例を作つてもらつたのです。その模範定款例によつて全国で一番最初にやつたのが私なんです。であるから、そこは非常に僕は過去の実例からいって重大だと思っておるのです。だから、そういうふうな場合においては、かく規定すべきものであるという模範定款例を出してもらいたいということなんです。

次は、解散の場合をお尋ねします。解散の場合は今部長からちょっと話があつたのであります、解散をしたならば清算をしなくてはできない、清算する場合においては持ち分の払い戻し

をしなくてはできない、そこで、一番大きい問題は、清算所得に対し法律が過当であるといつてはおもしろくながわかりませんが、非常にたくさんの清算所得税がかかるのです。こういふうに政府が奨励して作らせたことがあります。また、登録税についても関係がありますから、登録税についてもついにお尋ねしたい。

○政府委員(庄野五一郎君) 農業生産法人、これは農事組合も含めまして、法人全部入れまして、農業生産法人につきましてこれが解散いたしますと、清算法人に入りました場合におきまする清算所得税については特例は今のところ設けてございません。

○藤野繁雄君 登録税は。
○政府委員(庄野五一郎君) 登録税につきましても同様でござります。

○藤野繁雄君 こういうふうなことは、今局長のお話のとおりであれば、法律の不備と思う。であるから、今直ちに法律の改正はできないだうけれども、農事組合が不幸にして解散の羽目に陥るような場合においては清算所得税については免税の措置がとれるようになります。さつき部長からちょっと話に考慮してもらいたいということを希望申し上げておきます。

○説明員(酒折武弘君) 農事組合法人の場合に限つて申し上げるのであります。さて、その清算の場合に現物で返すかしないかは、先ほど申しましたように、定款で現物出資については現物で返すという規定がありますればそれでなされるわけでありまして、一応問題ないわけであります。

次に、金で返す場合でございますけあります。さつき部長からちょっと話字がない場合である。清算の場合は赤字がない場合であつたらば、組合員に

全部返すのか返さないのか、清算の場合においては時価で算定せなくちやでないと書いてあるが、清算規定の時価といふのと現物というのがさつきかの清算所得税がかかるのです。こういふうに政府が奨励して作らせたところのものが万やむなく解散した場合において清算所得税をどういうふうに取り扱おうと考えておられるのか、清算の法律に対する方針を聞きたいと思ひます。また、登録税についても関係がありますから、登録税についてもついにお尋ねしたい。

○政府委員(庄野五一郎君) 農業生産法人につきましてこれが解散いたしますと、清算法人に入りました場合におきまする清算所得税については特例は今のところ設けてございません。十万円がプラスになるが、その十万円に対しては清算所得税がかかるべくも。もしも十五万円で出資したが、十五万円の時価だけれど、五万円だということで清算したならば税務署から脱税だといって徴税される、追加税金をとられる、これが非常に問題になつてくる。清算の場合に持ち分の払い戻しをどうするか、清算の場合は時価でなくちやできないが、その時価をどう計算するか、時価で計算したならば非常に利益が、清算所得が多くなつてくる。これに對しては過当な税金がかかつてくる。一体これをどうするかということなんです。

○説明員(酒折武弘君) 農事組合法人の場合は、今局長のお話のとおりであれば、清算所得税がかかるてくるということでありまして、そういうものに税金をかけることはけしからぬという話は別にありますれば、十五万円に対しても五万円の差額の十万円といふものにかけられるわけです。ところが、もしも最初から十五万円ということで出資されてしまえば、十五万円になつておれば、五万円と十

といたしましては各組合員の払い込み出資額の限度まではまず第一次的に返します。それで、それ以上に残った財産については組合において、総会において決定した方法で残余の部分についても払い戻す。そういう指導方針をしておるわけあります。そこで、先ほどのような五万円の出資の形態をとつて、一体清算する場合においては、清算の法律によって時価で計算せなくちゃできない。土地の値段は十五万円あるところのものを五万円にした、時価で計算したらば十万円のプラスになる。十万円がプラスになるが、その十

れは強力に推進しようという態度をおとりになるのか、ならぬのか。そこはどうなんですか。

○政府委員(庄野五一郎君) 農業生産法人は、経済の近代化、合理化、そういう面から見た協業の一つの組織として農業基本法にうたつてあるわけでございまして、その具体化をこの農協法と農地法の一部改正でやつておるわけでございます。今後の農業経営の協業化の方法として、農業生産法人の育成は指導していきたい、こういうふうに考えております。

○森八三一君 指導をするということになりますと、今、藤野委員の御質問のような場合に、かえつて農家の經營を経済的には危殆に瀕せしめるという事態が発生する危険が非常に強くなると思うのですね。それに対する補完的な措置がないということで、現行税法は当然だからといふだけの説明では、これは問題にならぬのじゃないですか。

○政府委員(庄野五一郎君) 農業生産法人につきまして、御指摘のように、これを設立して参ります段階において、農民が農業生産法人の構成員となりまして、土地を出資するなり、あるいは土地の所有権を譲渡するなり、こういった場合におきまして、御指摘のように、不動産の登録税等、これは免除すべきだ、こういうような御意見ござつた場合には存じております。で、これを作ります場合におきまして、そういう問題につきまして相当論議をして参り、また関係面とも折衝して参つたけれども、この場合にどういう返し方をもつとも存じております。で、これを作ります場合におきまして、そ

ますが、これは現在の農協の指導方針

でござります。今後の問題といたしましては、どういった方向に持っていきたい、こういうふうに考えておるわけでござります。ただ、設立する場合と解散する場合と、こう並べてお話になるわけでございまして、議論が混乱するわけでございまさが、われわれといたしましては、どこまでも農業生産法人が協業化のない手としてこれを設立するという方向において、今言つたような面について、今後とも努力していきたい、こういうふうに考えております。

参ったわけがありますが、一つの問題は、農地を売却いたしまして現金を資するというふうな場合があるといしますと、そういうふうな場合と、これから農地を直接出資いたしまして、その購入価格と、それから出資をなし譲渡という形で譲渡した場合の價格とのバランスの問題が一つはあるわけでございます。それからもう一つは、出資につきましては必ずしも出資をしなければならぬということではなくて、貸付等の方法もございます。さういうふうな点から考えまして、こちに出資の問題だけについて譲渡所得税軽減するということについては、税法の改正の中に織り込むということになりました。○藤野繁雄君 清算のことは考えてきましたといふたというが、この清算のことまで話がつきませんで、今回の特別措定法の改正の中に織り込むということに至らなかつたわけでございます。

産の最も重要な基盤でございまする農地といふものについてどういうふうな権利関係を設定するのが一番いいか、こういうことに相なるわけでございまして、経営の安定、そういう方面から申しますと、やはり出資あるいは売買あるいは譲渡といったような形で農業生産法人が所有権を取得するといったような場合がある程度好ましいかとも存じます。しかし、この農業経営といふものは必ずしも農地につきます所有権あるいはその他の使用収益に関しまず權といふものとは別個に經營自体で一つの合理化なりあるいは近代化なりはかられるべきものであろうかとも考えるわけでございまして、必ずしも所有権を取得せしめなければこの農業生産法人の經營がうまくいかない、こういうものではないわけでございまして、その農業生産法人が農業を經營いたしますについての農地に対しまずする権利は所有権——出資に基づく所有権の取得あるいは譲渡に基づく所有権の取得もございます、賃借権の設定による使用収益権を取得する場合、二通りあるわけでございまして、これはいずれも農業生産法人の自主的な問題として処理さるべきもので、政府といたしましてこれを所有権を取得せしめるほうがいいといったような指導は今のところはしない、こういうふうに考えております。

○藤野繁雄君 それが問題です、そこが問題だ。それはその土地に対しても共同経営をやっていくのです。共同経営をやっていくのだから、その土地は確保しなければいけない。農事組合法人はその場合に所有権が個人にあるとしたならば、その個人が別な借金のため

に差し押さえられて競売処分にされる。そういうふうなことになれば内部に飛びが入ってくる、そういうふうなことは防止しなくちゃできないから、原則人の所有にしなくちゃできないのだ。事組合法人の移転なんです。農事組合法は所有権の移転なんですが、農事組合法はできなかつて、借り入れによるところの共同経営であつたらば、不確実な農事組合法人の経営だ、そういうふうな不確実な農事組合法人の経営はやるべきものではない、また政府は指導すべきものではない、こう考へるのである。私の意見だとおりであるとしたならば、所有権の移転の場合、まず移転するとき、それからそれが解散して清算するとき、あらゆる場合において政府はこれだけの援助をやり指導をやらから農事組合法人を作るべし、こういうふうに確固たるもので進んでいかなくちゃできないと思つてゐるのです。これが農業構造改善の基本なんです。基本がゆるんで、農業構造の改善ができるはずがない。もう一つ、検討しておられたならば、検討の結果をお伺いしたいと用う。

にそのため農業生産法人が經營の安定が阻害されるじゃないか、こういう御指摘でござりますが、ただいまの、農地法の建前といたしまして、そういった小作地の差し押さえといったような場合の競落人といふものは、現在耕指定することに相なっております。そういうことで、その小作人は農業生産法人と同じでございます。農業生産法人が、まず第一位の競落人資格を有することに相なるのでございます。

○ 藤野繁雄君 これはこの程度にとどめます。

次に、農業協同組合の合併の推進状況。もし合併の困難な事情があつたらばどういうふうな点が困難な事情であるか、また合併に非常に成績のいい実例があつたら、その実例を資料によつて御提出願いたいと思うのであります。大体の指導方針だけは口頭でお願いいたします。

○ 説明員(酒折武弘君) 合併の事情につきましては、三十六年度における合併たのですが、三十六年度における合併計画といたしましては、大体予算上で一都道府県当たり四つの合併があるという計算で、全国で約二百足らずの合併ができるであろうという想定をしたわけであります。現実にはこれは県によつては非常に差がございまして、全然まだ合併の実績のないところもあるし、また非常にたとえば福島とか岡山というふうに、非常に合併の進んでいるところもあつて差はありますけれども、全般的に申しますと、大体予定どおり、場合によつては予定を若干オーバーする程度の成績を上げるの

す。また、今年度の予想といたしましては、昨年来の各都道府県の努力の結果が、むしろ本年度において現われてくるというところで相当さに進捗するだらう、そう考えております。

それから、合併に際しての障害となる問題でありますけれども、これはいろいろございまして、たとえば赤字組合の合併の問題等は、いろいろと障害になつておるわけであります。その他にもはなはだこれは表座敷では言いにくく問題でございますけれども、役員の問題、それから組合員側からの、大きくなると不便になるんじやないかと思うような懸念の問題、そういう点が合併の障害のおもな理由になつておると思います。

○藤野繁雄君 今のは資料が配付して

あるかわかりませんが、各年度ごとの合併の推進の状況の資料と優良な例の

資料をお出しをお願いします。

次は、農業協同組合の再建整備の進

行状態及び農林漁業協同組合連合会の

整備促進の状況をお伺いしたいと思

うであります。この点については、全

購連と全販連がいつどうふうな結

果で再建整備が完了したか、これをお

尋ねたいと思うのであります。

○説明員(酒折武弘君) まず、連合会

の整備と特別措置法に基づく再建でございまして、指定した連合会数が全部で五十あります。そのうち現在まで目標を達成した組合が三十七、昭和四十年に終わるわけでございまして、今の見通しといたしましてはこれ

れるということはないと思っておりまます。それから、この中で全販連につきましては昨年度完了いたしました。全購連は整備促進はやつております。それから、単協の整備特別措置法に基づく再建でございますが、これはいろいろございまして、たとえば赤字組合の合併の問題等は、いろいろと障害になつておるわけであります。その他にもはなはだこれは表座敷では言いにくい問題でございますけれども、役員の問題、それから組合員側からの、大きくなると不便になるんじやないかと思うような懸念の問題、そういう点が合併の障害のおもな理由になつておると思います。

○藤野繁雄君 今のは資料が配付して

あるかわかりませんが、各年度ごとの合併の推進の状況の資料と優良な例の

資料をお出しをお願いします。

次は、農業協同組合の再建整備の進

行状態及び農林漁業協同組合連合会の

整備促進の状況をお伺いしたいと思

うであります。この点については、全

購連と全販連がいつどうふうな結

果で再建整備が完了したか、これをお

尋ねたいと思うのであります。

○説明員(酒折武弘君) まず、連合会

の整備と特別措置法に基づく再建でございまして、指定した連合会数が全部で五十あります。そのうち現在まで目標を達成した組合が三十七、昭和四十年に終わるわけでございまして、今の見通しといたしましてはこれ

より全般的に早くなりこそすれ、おくりませんです。

○藤野繁雄君 わかつていなかつたらば、どのくらいの法人税になるのかひ

とつ検討して、あとで資料で提出して

いただかたいと思います。

農業基本法の第二十四条によつて、

農業団体の整備をやる。このために

は、国は農業に関する団体の整備につ

いて必要な施策を講ずるものとする

という、講ずるということの絶対義務

が付帯されているのであります。

一

体、どういうふうな施策を講ずること

に決定し、講ぜられる方針であるか承

りたいと思うのであります。

○説明員(酒折武弘君) 現在のところ

は、すでに実施中であります先ほど申

しめたよくな、連合会の整備促進あ

るいは単協の再建及び合併助成法によ

ります単協の合併、こういうものによ

りまして、団体の整備強化をはかつて

いきたいと考えておりますが、常にわ

れわれ行政担当者といたしましては、

かまいませんが、出ていかつたならば

ごぞいます。

○説明員(酒折武弘君) そうでござい

ます。

○藤野繁雄君 これについてはひとつ

各県の模様をこの資料に出ているかわ

かりませんが、出ていかつたならば

ごぞいます。

○説明員(酒折武弘君) そうでござい

ます。

○藤野繁雄君 そうするというと、全

購連と全販連は昨年度といえば昭和

三十七年三月三十一日の前に終了した

ということですね。

○説明員(酒折武弘君) そうでござい

ます。

○藤野繁雄君 そうするというと、全

購連と全販連が完了したために日本全国

のこれに関連した農業協同組合は法人

税がかけられるようになってくるので

あります。大体予定といたしましては

昭和四十年に終わるわけでございま

して、今のは資料を出

しておきます。

○説明員(酒折武弘君) その結果どの

程度の法人税がかかつてくるかとい

ふうか、これをお伺いしたいと思うので

あります。

○説明員(酒折武弘君) これは農事

組合法人に適用されておりません

と申しますのは、組合

組織

の内訳は経済連が七、厚生連が六でござります。大体予定といたしましては昭和四十年に終わるわけでございまして、今の見通しといたしましてはこれ

は、現在のところまだ具体的な資

料は集まつておりませんで、よくわか

りません。

○説明員(酒折武弘君) つまり理事の個人保証ということは理事に対しても過重な責任を課すようなことになります。

○説明員(酒折武弘君) これは農事

組合法人に適用されておりません

と申しますのは、組合

組織

の内訳は経済連が七、厚生連が六でござります。大体予定といたしましては昭和四十年に終わるわけでございまして、今の見通しといたしましてはこれ

は、現在のところまだ具体的な資

料は集まつておりませんで、よくわか

りません。

○説明員(酒折武弘君) つまり理事の個人保証ということは理事に対しても過重な責任を課すようなことになります。

○説明員(酒折武弘君) これは農事

組合法人に適用されておりません

と申しますのは、組合

組織

の内訳は経済連が七、厚生連が六でござります。大体予定といたしましては昭和四十年に終わるわけでございまして、今の見通しといたしましてはこれ

は、現在のところまだ具体的な資

料は集まつておりませんで、よくわか

りません。

○説明員(酒折武弘君) つまり理事の個人保証ということは理事に対しても過重な責任を課すようなことになります。

○説明員(酒折武弘君) これは農事

組合法人に適用されておりません

と申しますのは、組合

組織

の内訳は経済連が七、厚生連が六でござります。大体予定といたしましては昭和四十年に終わるわけでございまして、今の見通しといたしましてはこれ

は、現在のところまだ具体的な資

料は集まつておりませんで、よくわか

りません。

○説明員(酒折武弘君) つまり理事の個人保証ということは理事に対しても過重な責任を課すようなことになります。

○説明員(酒折武弘君) これは農事

組合法人に適用されておりません

と申しますのは、組合

組織

の内訳は経済連が七、厚生連が六でござります。大体予定といたしましては昭和四十年に終わるわけでございまして、今の見通しといたしましてはこれ

は、現在のところまだ具体的な資

料は集まつておりませんで、よくわか

りません。

○説明員(酒折武弘君) つまり理事の個人保証ということは理事に対しても過重な責任を課すようなことになります。

○説明員(酒折武弘君) これは農事

組合法人に適用されておりません

と申しますのは、組合

組織

の内訳は経済連が七、厚生連が六でござります。大体予定といたしましては昭和四十年に終わるわけでございまして、今の見通しといたしましてはこれ

は、現在のところまだ具体的な資

料は集まつておりませんで、よくわか

りません。

○説明員(酒折武弘君) つまり理事の個人保証ということは理事に対しても過重な責任を課すようなことになります。

○説明員(酒折武弘君) これは農事

組合法人に適用されておりません

と申しますのは、組合

組織

の内訳は経済連が七、厚生連が六でござります。大体予定といたしましては昭和四十年に終わるわけでございまして、今の見通しといたしましてはこれ

は、現在のところまだ具体的な資

料は集まつておりませんで、よくわか

りません。

○説明員(酒折武弘君) つまり理事の個人保証ということは理事に対しても過重な責任を課すようなことになります。

○説明員(酒折武弘君) これは農事

組合法人に適用されておりません

と申しますのは、組合

組織

の内訳は経済連が七、厚生連が六でござります。大体予定といたしましては昭和四十年に終わるわけでございまして、今の見通しといたしましてはこれ

は、現在のところまだ具体的な資

料は集まつておりませんで、よくわか

りません。

○説明員(酒折武弘君) つまり理事の個人保証ということは理事に対しても過重な責任を課すようなことになります。

○説明員(酒折武弘君) これは農事

組合法人に適用されておりません

と申しますのは、組合

組織

の内訳は経済連が七、厚生連が六でござります。大体予定といたしましては昭和四十年に終わるわけでございまして、今の見通しといたしましてはこれ

は、現在のところまだ具体的な資

料は集まつておりませんで、よくわか

りません。

○説明員(酒折武弘君) つまり理事の個人保証ということは理事に対しても過重な責任を課すようなことになります。

○説明員(酒折武弘君) これは農事

組合法人に適用されておりません

と申しますのは、組合

組織

の内訳は経済連が七、厚生連が六でござります。大体予定といたしましては昭和四十年に終わるわけでございまして、今の見通しといたしましてはこれ

は、現在のところまだ具体的な資

料は集まつておりませんで、よくわか

りません。

○説明員(酒折武弘君) つまり理事の個人保証ということは理事に対しても過重な責任を課すようなことになります。

○説明員(酒折武弘君) これは農事

組合法人に適用されておりません

と申しますのは、組合

組織

の内訳は経済連が七、厚生連が六でござります。大体予定といたしましては昭和四十年に終わるわけでございまして、今の見通しといたしましてはこれ

は、現在のところまだ具体的な資

料は集まつておりませんで、よくわか

りません。

○説明員(酒折武弘君) つまり理事の個人保証ということは理事に対しても過重な責任を課すようなことになります。

○説明員(酒折武弘君) これは農事

組合法人に適用されておりません

と申しますのは、組合

組織

の内訳は経済連が七、厚生連が六でござります。大体予定といたしましては昭和四十年に終わるわけでございまして、今の見通しといたしましてはこれ

は、現在のところまだ具体的な資

料は集まつておりませんで、よくわか

りません。

○説明員(酒折武弘君) つまり理事の個人保証ということは理事に対しても過重な責任を課すようなことになります。

○説明員(酒折武弘君) これは農事

組合法人に適用されておりません

と申しますのは、組合

組織

の内訳は経済連が七、厚生連が六でござります。大体予定といたしましては昭和四十年に終わるわけでございまして、今の見通しといたしましてはこれ

は、現在のところまだ具体的な資

料は集まつておりませんで、よくわか

りません。

○説明員(酒折武弘君) つまり理事の個人保証ということは理事に対しても過重な責任を課すようなことになります。

○説明員(酒折武弘君) これは農事

組合法人に適用されておりません

と申しますのは、組合

組織

の内訳は経済連が七、厚生連が六でござります。大体予定といたしましては昭和四十年に終わるわけでございまして、今の見通しといたしましてはこれ

は、現在のところまだ具体的な資

料は集まつておりませんで、よくわか

りません。

○説明員(酒折武弘君) つまり理事の個人保証ということは理事に対しても過重な責任を課すようなことになります。

○説明員(酒折武弘君) これは農事

組合法人に適用されておりません

と申しますのは、組合

組織

の内訳は経済連が七、厚生連が六でござります。大体予定といたしましては昭和四十年に終わるわけでございまして、今の見通しといたしましてはこれ

は、現在のところまだ具体的な資

料は集まつておりませんで、よくわか

りません。

○説明員(酒折武弘君) つまり理事の個人保証ということは理事に対しても過重な責任を課すようなことになります。

○説明員(酒折武弘君) これは農事

組合法人に適用されておりません

と申しますのは、組合

組織

を感じて辞職しておる、こういう現実さもあるわけです。ですから、私は確かにこれは農林省の指導監督も一面欠陥があつたうけれども、しかしながら、大方は公団自体の責任である、こういうように考えておるわけです。

でなければ、理事一名が引責辞職するという理由は、そこにないと思うわけです。こういう点についてどういうよ

うにお考えですか。

○國務大臣(河野一郎君) 御承知のよ
うに、この公団には農林省からも役人が持に監査指導のために常時参つておられます。そうして事業の運営等についても監督いたしておるわけであります。が、根本は私は營利を目的としない地方の開墾、開発ということが公団本来の使命であるという点から、多少ルーズにわたつた点があるのじやなかろうかと思つてあります。また理

事一名がおやめになつたということにつても、それ専門の仕事でござりますから、専門を担当してそれ専門の職員、理事、役員が政府からま

あ派遣ということは少し語弊がありま

すけれども、政府了解のもとに参りま

して、出向きました。そしてやつておつたわけであります。また中には私

の在野当時に、この公団のことについて注意をしておりましたから多少知つておりますが、後任の事務当局との間

に肌合ひが合わないとか、連絡がよくないといふようなことのため、割合

に農林省との間に意思の疎通を欠いた

ことがあります。

○安田敏雄君 公団は營利を目的とす

るものではないということは、よくわ

かっております。しかしながら、国や

企業を行なう場合には、確かに營利を

目的としてはいけません。だからと

いって、赤字であつてはならないとい

うことも、私は前提であるうと思う。

もうけちゃいかぬけれども、同時に反

面においては国民の血税を支出するこ

とですから、赤字であつてはいけない

ということ、そうしてそのことと行政

効果を十分に現わすというところに、

私は國でやるところの企業の目的があ

るだろうと思う。ですから、前段のも

うけてないほうは一面において任務を

達成しております。しかし、赤字が累

積したということにつきましては、こ

れは一半の責任は免れないだらう、こ

ういうように考えておるわけでありま

す。まあこの点につきましては、一応

大臣としてもおそらく確かに反省しておるだらうと、こういうように私は思

うわけでござります。ですから、この

新しい法案を提出したと、こういうよ

うに考えられますから、時間の関係も

ありますから、この点にとどめておき

ます。

次に、やはり行政管理庁で指摘して

おる問題として、この公団の監事の問

題があるわけです。今度は理事を一名

新しい法案はふやす、監事はほとんど

ふやしていないわけです。むしろ監事

は一名といふことよりも、これは民間

会社みたいに二名のほうがいい。しか

るといふふうに思うのでござります。

○安田敏雄君 公団は營利を目的とす

るのではないということは、よくわ

かっております。しかしながら、国や

企業を行なう場合には、確かに營利を

目的としてはいけません。だからと

いって、赤字であつてはならないとい

うことも、私は前提であるうと思う。

もうけちゃいかぬけれども、同時に反

面においては国民の血税を支出するこ

とですから、赤字であつてはいけない

ということ、そうしてそのことと行政

効果を十分に現わすというところに、

私は國でやるところの企業の目的があ

るだろうと思う。ですから、前段のも

うけてないほうは一面において任務を

達成しております。しかし、赤字が累

積したということにつきましては、こ

れは一半の責任は免れないだらう、こ

ういうように考えておるわけでありま

す。まあこの点につきましては、一応

大臣としてもおそらく確かに反省しておるだらうと、こういうように私は思

うわけでござります。ですから、この

新しい法案を提出したと、こういうよ

うに考えられますから、時間の関係も

ありますから、この点にとどめておき

ます。

次に、やはり行政管理庁で指摘して

おる問題として、この公団の監事の問

題があるわけです。今度は理事を一名

新しい法案はふやす、監事はほとんど

ふやしていないわけです。むしろ監事

は一名といふことよりも、これは民間

会社みたいに二名のほうがいい。しか

るといふふうに思うのでござります。

○安田敏雄君 公団は營利を目的とす

るのではないということは、よくわ

かっております。しかしながら、国や

企業を行なう場合には、確かに營利を

目的としてはいけません。だからと

いって、赤字であつてはならないとい

うことも、私は前提であるうと思う。

もうけちゃいかぬけれども、同時に反

面においては国民の血税を支出するこ

とですから、赤字であつてはいけない

ということ、そうしてそのことと行政

効果を十分に現わすというところに、

私は國でやるところの企業の目的があ

るだろうと思う。ですから、前段のも

うけてないほうは一面において任務を

達成しております。しかし、赤字が累

積したということにつきましては、こ

れは一半の責任は免れないだらう、こ

ういうように考えておるわけでありま

す。まあこの点につきましては、一応

大臣としてもおそらく確かに反省しておるだらうと、こういうように私は思

うわけでござります。ですから、この

新しい法案を提出したと、こういうよ

うに考えられますから、時間の関係も

ありますから、この点にとどめておき

ます。

次に、やはり行政管理庁で指摘して

おる問題として、この公団の監事の問

題があるわけです。今度は理事を一名

新しい法案はふやす、監事はほとんど

ふやしていないわけです。むしろ監事

は一名といふことよりも、これは民間

会社みたいに二名のほうがいい。しか

るといふふうに思うのでござります。

○安田敏雄君 公団は營利を目的とす

るのではないということは、よくわ

かっております。しかしながら、国や

企業を行なう場合には、確かに營利を

目的としてはいけません。だからと

いって、赤字であつてはならないとい

うことも、私は前提であるうと思う。

もうけちゃいかぬけれども、同時に反

面においては国民の血税を支出するこ

とですから、赤字であつてはいけない

ということ、そうしてそのことと行政

効果を十分に現わすというところに、

私は國でやるところの企業の目的があ

るだろうと思う。ですから、前段のも

うけてないほうは一面において任務を

達成しております。しかし、赤字が累

積したということにつきましては、こ

れは一半の責任は免れないだらう、こ

ういうように考えておるわけでありま

す。まあこの点につきましては、一応

大臣としてもおそらく確かに反省しておるだらうと、こういうように私は思

うわけでござります。ですから、この

新しい法案を提出したと、こういうよ

うに考えられますから、時間の関係も

ありますから、この点にとどめておき

ます。

次に、やはり行政管理庁で指摘して

おる問題として、この公団の監事の問

題があるわけです。今度は理事を一名

新しい法案はふやす、監事はほとんど

ふやしていないわけです。むしろ監事

は一名といふことよりも、これは民間

会社みたいに二名のほうがいい。しか

るといふふうに思うのでござります。

○安田敏雄君 公団は營利を目的とす

るのではないということは、よくわ

かっております。しかしながら、国や

企業を行なう場合には、確かに營利を

目的としてはいけません。だからと

いって、赤字であつてはならないとい

うことも、私は前提であるうと思う。

もうけちゃいかぬけれども、同時に反

面においては国民の血税を支出するこ

とですから、赤字であつてはいけない

ということ、そうしてそのことと行政

効果を十分に現わすというところに、

私は國でやるところの企業の目的があ

るだろうと思う。ですから、前段のも

うけてないほうは一面において任務を

達成しております。しかし、赤字が累

積したということにつきましては、こ

れは一半の責任は免れないだらう、こ

ういうように考えておるわけでありま

す。まあこの点につきましては、一応

大臣としてもおそらく確かに反省しておるだらうと、こういうように私は思

うわけでござります。ですから、この

新しい法案を提出したと、こういうよ

うに考えられますから、時間の関係も

ありますから、この点にとどめておき

ます。

次に、やはり行政管理庁で指摘して

おる問題として、この公団の監事の問

題があるわけです。今度は理事を一名

新しい法案はふやす、監事はほとんど

ふやしていないわけです。むしろ監事

は一名といふことよりも、これは民間

会社みたいに二名のほうがいい。しか

るといふふうに思うのでござります。

○安田敏雄君 公団は營利を目的とす

るのではないということは、よくわ

かっております。しかしながら、国や

企業を行なう場合には、確かに營利を

目的としてはいけません。だからと

いって、赤字であつてはならないとい

うことも、私は前提であるうと思う。

もうけちゃいかぬけれども、同時に反

面においては国民の血税を支出するこ

とですから、赤字であつてはいけない

ということ、そうしてそのことと行政

効果を十分に現わすというところに、

私は國でやるところの企業の目的があ

るだろうと思う。ですから、前段のも

うけてないほうは一面において任務を

達成しております。しかし、赤字が累

積したということにつきましては、こ

れは一半の責任は免れないだらう、こ

ういうように考えておるわけでありま

す。まあこの点につきましては、一応

大臣としてもおそらく確かに反省しておるだらうと、こういうように私は思

うわけでござります。ですから、この

新しい法案を提出したと、こういうよ

うに考えられますから、時間の関係も

ありますから、この点にとどめておき

ます。

次に、やはり行政管理庁で指摘して

おる問題として、この公団の監事の問

題があるわけです。今度は理事を一名

新しい法案はふやす、監事はほとんど

ふやしていないわけです。むしろ監事

は一名といふことよりも、これは民間

会社みたいに二名のほうがいい。しか

るといふふうに思うのでござります。

○安田敏雄君 公団は營利を目的とす

るのではないということは、よくわ

かっております。しかしながら、国や

企業を行なう場合には、確かに營利を

目的としてはいけません。だからと

いって、赤字であつてはならないとい

うことも、私は前提であるうと思う。

もうけちゃいかぬけれども、同時に反

面においては国民の血税を支出するこ

とですから、赤字であつてはいけない

ということ、そうしてそのことと行政

効果を十分に現わすというところに、

私は國でやるところの企業の目的があ

るだろうと思う。ですから、前段のも

うけてないほうは一面において任務を

達成しております。しかし、赤字が累

積したということにつきましては、こ

れは一半の責任は免れないだらう、こ

ういうように考えておるわけでありま

す。まあこの点につきましては、一応

大臣としてもおそらく確かに反省しておるだらうと、こういうように私は思

うわけでござります。ですから、この

新しい法案を提出したと、こういうよ

うに考えられますから、時間の関係も

ありますから、この点にとどめておき

ます。

次に、やはり行政管理庁で指摘して

おる問題として、この公団の監事の問

題があるわけです。今度は理事を一名

新しい法案はふやす、監事はほとんど

ふやしていないわけです。むしろ監事

は一名といふことよりも、これは民間

会社みたいに二名のほうがいい。しか

るといふふうに思うのでござります。

○安田敏雄君 公団は營利を目的とす

るのではないということは、よくわ

○国務大臣(河野一郎君) たゞ、大蔵省で先ほど申し上げたとおりに、一連のものが、この程度の公団なら役員が何人、ABCの中に入れておるわけです。たとえば一番多いのは鉄道の国鉄の公社、この場合には総裁の俸給幾ら、それからその次の場合には愛知用水公団程度の場合には幾ら、道路公団のような場合には幾ら、それから一番小さな今の機械開発公団の場合には幾らといふうに役員の数は何人、監事何人、モデルがありまして、そのとおどり大蔵省が同意する、それで支払う金についてももちろん、それから退職金についても今の規程を、大蔵省のほうでずっと一連のものがありまして、そうしてみな同様にやっているということをございます。

りきめておいてやるべきだ、主客転倒なんですね。

りきめておいてやるべきだ、主客転倒なんですね。

りきめておいてやるべきだ、主客転倒なんですね。
○国務大臣(河野一郎君) 職員のほうは当然きまっております。
○安田敏雄君 まだきめてないでしょ
う。
○国務大臣(河野一郎君) 当然きまつております。
○安田敏雄君 仮払いですよ。
○政府委員(庄野五一郎君) 役員の退職手当の規程とそれから職員のもの、御指摘の点は従業員のがまだきまっておりません。これは御指摘のとおりでござりますので、できるだけ早くきめたいと、こういうふうに考えております。
○安田敏雄君 ジャ、前言取り消しますが、従業員でいいのです。従業員はきまつてないのです。一番前線にいる機械を稼働している人たちの従業員のやつがきまつておらぬのです。役員ばかりごっそり退職金を持っていつて、肝心の人たちがきまらなければ、これじゃ実際の仕事を運営する上において、現場の人たちの作業の能率なんか上がりませんよ。ですから、現場においては主任があるのかないのか何だからわからないような秘書は秘書でどんどん勘定を支払っておる、本省のはうには全然連絡がない、こういうような状態が出てくるわけなんです。
○政府委員(庄野五一郎君) 御指摘のとおりでございます。で、従業員につきましては、大体職員に準じて取り扱うようにいたしたいと、こういうふうに考えておりますので、早急にこれは決定できると思います。
○安田敏雄君 今局長から答弁されましたが、このことはこれからのことと

先にして考えなければなりません。特に今日ほど雇用関係が非常に複雑して、いろいろの社会的な問題にまで発展する段階の中においては、特にその点に重点を置かなければならぬのを、自分で退職金を持っていて、あとは知らぬ顔だということでは、これはその意味からも私は責任が免れないと思うわけです。こういう点、どうです。

●國務大臣(河野一郎君) これは、私の考え方が悪ければ私も考え直さなければならぬと思いますけれども、私は、自分で責任を持って事業の発展を期そうとする以上は、その人柄を自分が十分理解した人をするほうがいいと私は思っております。私自身全然未知の人を、かつてどこの役人をしていかか、どこは何をしておったかだけでもやるよりも、私はそのほうがいいんじゃないかと思つております。で、今御指摘になりました人物につきましては、私は、東北開発が発足いたしますときに、たまたま企画庁の長官をいたしましたので、今問題の役員の発令を、私は、経済企画庁長官として発令いたしました。したがつて、今の東北開発の役員の人事の構成につきましては、よく内容は私は心得ております。と申しますのは、今問題になりましたときには、一連の諸君は、私は前任者から引き継いで、前任者時代に人が事がきまつておりますのを、それを引き継いで発令をいたしました。そのときに、たまたま、私は自信がありませんからそこで今御指摘になりました人物を、私のよく知つております神奈川県の副知事をいたしておりました前任者をその中に加えて、これならばしつかりやつてくれるだらうというのを、私と一緒に一人加えて、発令をいたしたのをございます。したがつて、今問題の起こっている一連の諸君とは、人的のつながりのない男でござります。したがつて、今私はここで、神様でもございませんし、個人の裏の裏まではわから

りませんけれども、汚職事件に関係があるとは私は考えておりません。いろいろ汚職事件に一連のつながりのある前の連中とは、全然別の離れた煙から入れた人でございます。そういう意味でにおいて、私は汚職の責任を負つてやめたとか、この現に発展している汚職事件に関係があるとかいうふうなふうには、私は考えられません。したがつてそういう点について十分、私が一応の調査はいたしました。現段階においては関係ないということをいろいろの方面にも私は内偵いたしまして、そうして関係がないということをございますから、人物がよく働く、よく働く人であるというような意味合いで、任命したのでございまして、ものの見方によつて、今お話しのように、東北開発のあの汚職事件の中におつた人間じゃないか、こうおっしゃれば、それも一つの見方、しかしあの中におつて全然、他の理事にあれだけのいろいろな事件があります中に、ひとり完全関係がその中にないということも、一つの私は見方思います。そういう意味において、その中にたまたまおつたから、これはやはり汚職の一連の仲間じやないかといつて極印を押すこととも、私はどうかという気がいたしました。私もその点については十分注意はいたします。それぞれの方面的取り調べ方面にも聞きまして、関係なからう、よからうということで、任命をいたしました。

としてはわからない。しかし一般国民は、ただいま大臣が弁明したような内容については知りません。ただ、東北開発に汚職があったということなんですね。ですから、全体としてそういう印象を受けている中から、一人任命するということについては、過去に問題があつた公団だけに、私は慎重を期すべきであつたというようにも思うわけですね。このことは、私の言うことは決して松本さん個人であるとか、成田さん個人の問題を言つていいのではない。問題は国の財政を投資して、公団を五本の真に農地が開発できるように、造成ができるようにということで運営されなければならないものですから、ですから特にそういう中心的な、いわば理事者側に立つ人たちは、これは相当人選において道義上慎重を期さなければならぬと、こういうように思うわけですね。そういうことです。

画書についてはまだ検討中なんですね。ですから改正法案というのは、ただはんとうに過去にこういうことがあったから、それでは理事を一名強化しなければならぬとか、政府が出資しなければならぬような、ほんとうに考えただけの話で、肝心の業務計画はまだ十分検討されてないのです。それで一体今後こういうようなものが新しく発足していった際に、農業構造改善事業を全国的に行なう。将来三千何百町村をやる。こういうものとどういう関連性があるのか。それらの事業はやらないのか。やるとすればどういうひとつ装備をしようというようなことは、全然まだ質問しておらないし、まだ聞いておりません。わからないのです。ですからこういう法案について、提出するときにはもつとはつきり固めて、通常国会でなくともいい、この次の臨時国会でもいいです。はつきり固めてそういうものを提出しないと、国会の審議のしようがないわけですが、こういう点はどうですか。

でも、たとえば印旛沼でなにをする。そのときに予算の中で農業機械を買入れる。買い入れた農業機械を土建屋に貸しつけるというような予算の組み方は適当でない、こういう私は考え方を持っておりました。してみれば政府自身の予算で農業機械を買って、それを土建屋に貸すというようなことをやつて、貸したその機械がどうなる。農林省自身が機械の修理工場を持つておるというようなことは適当でないといふうな結論からいたしまして、機械の修理工場のごときは、政府が持つよりも一つの公団に改組すべきだというので、全国にあります各農地局ごとに持っております農業機械の修理工場というようなものも、政府がやりますよりも公団の運営に待つべきだ。また機械についても、一つの予算について機械を買うというようなものの考え方よりも、一ヵ所に機械公団を作つて、そこに大規模の開墾その他農地に必要な土木機械を買わして、そしてそれを利用することのはうが国家的に適切であるというような意味合いから、大規模のものについては中央の機械公団、中位のものにつきましてはそれぞれ府県の希望によって府県にそいつた機械を持つものを作り、中央地方を通じて全国の開墾、土地造成等をやっていくことが適当であろうというような意味合いから、今までの機械化公団を全面的に改組して、これに新しいものを生み出していこうという考え方のとくに、この法案とともにこの装備をしていくうということに私は決意をいたしたのでござります。したがつて、今までの考え方と相当変わった意味合いにおいてこれを運営していくたい、こう考え

おるのであります。今まで事業計の他云々ということござりますけれども、これらにつきまして、もちろん明年度予算の割りつけは済んだ。割りつけは済んで、各県においてそれ事業計画ができてくる。そのでてくる事業計画とこの公団の事業計画の上において、これから置きかえていってお手伝いしよう、こういうことになつていくべきだ、こう思いますので、多少御指摘のとおりまだ計画その他がおくれているのじゃないか、おくれておる点があるかもしれないと思ひます。しかし一応の計画、一応の目標としては、今私が申し上げましたような意味合いで、おいて目標を立てて会社を運営していくこういうことの指導方針は明確にいたしておるわけでござい

団をやるには、非常にそういう点においてずさんなので、私どもは審議の対象にならんということで今日まできてるわけです。大臣のおっしゃるような遠大な構想ならば、この予算を早急に検討して、去年みたいに全然大蔵省の認可が一年たってもおりぬというようなことがないようにしないと、また腰ための仮払いをやつていかなければならん。そういうことで決して赤字を出すなどいっても無理なんです。こういう点、特にひとつ注意してやつていただきたいと思います。

○國務大臣(河野一郎君) 御指摘の点は全く同感です。大蔵省の認可が、年度が過ぎてから認可があつたとかなかつたとかいう、ことはほどさよう農林監督者たる農林省のほうに私は責任がある。そういうふうに、だんだん仕事がおくれてしまふ。今もあるべく赤字を出さんで固く、固く固くいつおればやはり消極的になつて、仕事しないで持ちぐされになつてしまふというふうなことになりますからやはり赤字が出るというようなことになりますので、どうもそちらのところが非常にむずかしいんじゃないかと思ひますが、とにかく御注意の点につきましては、十分承りまして、指導いたして参るつもりでおります。

○櫻井志郎君 大臣に二、三の点お伺いしてみたいと思うのですが、まず一つには、この前の臨時国会のときに、私はお伺いしたことについて御答弁いたしました。その御答弁をいたいたことにについて、大体御答弁にくよく解説してもらっているか、あるいは、その方向に進んでいるのですが、一つだけ大臣が全然取り上げられていないことが

ある。どうも政治の方向というのは、やはりマスコミが注意をするか、大衆

ておるのじやない。なまでも食えるもの立場では、はつきり法律で禁止してもらつたらいかがでしようか。もう一度その点をお伺いいたします。

前進して参らなきやならぬ日本の目標から申しまして、ごもつともなことだと考えますけれども、現在の農村の害

情から参りまして、直ちにこれを法律で禁止するということを政府が意図することは、一体可能であろうかどうであろうかという点でございま

す。よほど慎重を期して参りませんと、ただ問題は金の問題だけでなしに、はたして農村の構造がそこまで

行つてゐるであらうかどうであらうかといふこともありまして、よほど準備をし、農村のこれらに対する衛生思想

の普及徹底というような点を第一義としていかなければ、農林省だけにおいて禁止するということは少々行き過ぎでござる。

しゃないか」とさとき考へてみますけれども、どうもそこまで踏み切りかねておるわけです。漸を追うしていくべきところからして、毫にどこまで踏み切ら

ことで、それで急に名こまで歸みぢやないか。
ということははたして適切であるかどう
うかというよう思ひます。

○柳井亮良君　まあくどいことは申すまいが、せんぜんけれども、せっかく構造改善計画を実施する段階で踏み切られたのだが、その点は少々大臣の平素の勇氣と

しやの前に少し大目の平葉の草花が、咲いています。そこで、今的基本法の中を書いておきます。

でも受け取れますし、生産過程のことでもありますから、また国際的な問題でないかと私は思うのです。もちろんこれは米とか、あるいは煮て食わなきや食えないものの生産のことと言つて

ておるのじやない。なまでも食えるもの立場では、はつきり法律で禁止してもらつたらいかがでしようか。もう一度その点をお伺いいたします。

○國務大臣(河野一郎君) 文化國家に前進して参らなきやならぬ日本の目標から申しまして、どうもともなことだと考えますけれども、現在の農村の実情から参りまして、直ちにこれを法律で禁止するということを政府が意図するということは、一体可能であろうかどうであろうかという点でございます。よほど慎重を期して参りますんと、ただ問題は金の問題だけではなくに、はたして農村の構造がそこまで行つておるであろうかどうかということもありまして、よほど準備をし、農村のこれらに対する衛生思想の普及徹底というような点を第一義としていかなければ、農林省だけにおいて禁止するということは少々行き過ぎじゃないか。ときどき考えてみますけれども、どうもそこまで踏み切りかねておるわけです。漸を追うしていくべきことであつて、急にそこまで踏み切るということがはたして適切であるかどうかといふように思つておるんです。

○櫻井志郎君 まあくどいことは申しませんけれども、せつかく構造改善計画を実施する段階で踏み切られたのだし、その点は少し大臣の平素の勇気を出して考えてみていただきたいと思ひます。

そこで、今的基本法の中で言つておる自立經營の育成あるいは協業化の促進、どういう点からいつても、そしてまた今度の農地法の改正の中でも言つておるこの農地の流動の問題です。自立經營農家の育成ということを言え

ば、これは高度の労働、土地の生産性を追求する、都市周辺のあるいは花作動が起こつてくる。起つてくれれば、これが資金問題が出てくる。そこで、政府は、本年度は幾らでしたか、百九十五億でしたか、百九十五億の自創資金のうち百三十億を取得資金に充てれども、十年間の見通しでいうと、少なくとも百万町歩、あるいはもつとの流動ということが、一応机上計算としては考えられるんではないか。そういう机上計算から考えていくと、今の取扱資金といふものはいかにも、いうならば、ケタ違いに小さい。もちろんそれだけに依存するというものではないけれども、それが一つの柱になつておる、こういう問題を将来どうしていくかということは、私は一つの大きな問題だらうと思うんですが、大臣はそれについてどういうふうにお考えか。あわせて若干大臣の農林金庫といふような考え方を承知はいたしておりますけれども、その問題もあわせて大臣の将来の考え方をお聞かせいただきたい。

○國務大臣(河野一郎君) 農村金融の問題は非常にむずかしい問題でございまして、しかも既成の事実として一連の協同組合内における信用事業が相当に徹底しております。しかも、これが一面におきましては、農村金融の低金利化に支障になつております。というよりところに仕事を始めると、いうのと違いますから、全然違うことでござりますから、全然な改組するということになりますので、

よほどの困難が私はあると思うのでござります。したがつて、十分の用意と

準備を整えて近代化しなければ、かえって逆な結果を得るおそれがあるといふようなことから、今国会終了いた

しましたならば、これらについての一
応の調査を各方面の権威者にお願いし
て、そうしていくべき方向について御

検討賜わりたいと実は考えておりま
す。その結果は、私の考えております
ようなことに皆さんが御賛成下さる
か、それともどこをどう手直ししたら

よろしいかということがむろん出てくると思います。しかし、私は方向としては今もお話をありましたとおりに、

今あります協同組合内の信用事業を農業金庫と一緒にいたしまして、農村関係の金融機関をひとつ確固たるもの

を、共同事業とは別に作りたい。そうして不動産金融もあわせて行なうようにないたしたいというふうに思つておる

のでございます。そうすることによって農村の金利の引き下げもやりたい。従来いろいろな名前でいろいろな方面

から流れておりまする農村関係の金融について全面的に再検討をして、新しい時代に沿うような一つの機関を作り

たい。申し上げるまでもなく、時代がこれまで変わってきておるのでござりますから、規模にいたしましても、金

融機関が今の単位農協にそれぞれ所属いたしておらなければならない理由も私はないと思います。しかも、三反歩

なければいかぬ」という理由もないと思
います。これらの点について大幅に改
組すべき段階にきておるんじやなかろ
うか、こう思うのでございまして、そ
れらについての結論をひとつすみやか
に出していただきて、できることならま
上

○ 櫻井志郎君 非常に今の問題、重要な問題ですから、また大臣がソ連からお帰りになりましたから、機会があつたらお伺いいたします。

農基法の十六条に言つておる「相続の場合の農業經營の細分化の防止」ですね。この問題をどうするかということを、事務的に検討を命ぜられておりますか。あるいは事務的に検討した結果、現在こういう程度の試案ができたおるとかというようなことがありますか。お聞かせ願いたい。

○ 国務大臣(河野一郎君) 法制局等におきまして、憲法の関係その他法的根拠に基づいていろいろ研究いたしましたが、非常に困難な点が多い。われわれが所期する目標にいくのに困難な点が多いという意味からさらず具体的には、御承知のとおり当年度予算に、たしかわづかな金でございますが予算をもちまして、そうして実際に置いてどうなつてているかということの実情の調査をまずやりまして、そうしてそれ以上に積み立てていこうというのが、現在の段階でござります。

○ 櫻井志郎君 従来、農林省があまり力を入れていない部門で、大臣にならえてから非常に力を入れておられるとの一つに、流通部門の改善の問題がある。この点について大臣があるいは朝早くから大阪の市場に行かれたり、いろいろなことをして研究なさっていることは、私もよく承知はいたしておるのですが、これは予算委員会でも、どこでも問題になつて、大臣も答えるのがいやになつておられるかも知れませんけれども、これこそ大臣の実力で

もう少し突っ込んでいって解決しても
らいたいと思っておる問題ですが、た
とえばいつか大臣が発表された、私も
個人的にちよと伺つたことがあるの
ですが、フランスの何とかという大臣
が、あまりにも生産者価格と消費者価
格の開き過ぎがあるために、大臣自身
が小売店を開いて、啓蒙運動を起こし
たということが新聞に出ておったが大
臣はおやりになりませんかと言つた
ら、おれは映画館を十ばかりなにして
やるのだというお話だつたのですが、
その後その構想はどうなつております
か。

だというので、都は区に命じてやらせらるようないたしておりますからと、こらへう言うのであります。区がやらなければどうするのだといいますと、区がやらなかつた場合には自分でやるからまあ、一応区にやらせるからまかしてもらいたいというようなことで、再々請求はいたしておりますけれども、もつとも区のほうも必ずやりますからとは言つておりますけれども、区内のいろいろな関係もあることでございましようが、なかなかはかばかしくいきかねておりますが、しかし、そうは申しましても進んではおるわけであります。そこで、今申し上げましたじきじきこっちもひとつ応援して、映画館を解組して、そうして日用品のマーケットを作らせようとすることを並行してそのほうは進むようことを相手に努力しておるのが、現在の進行でございます。

度確保しないと食つていけないといふことが一つの作用だと思うのですが、そういう生産過程における指導誘導と同じ方向というものを、政治の方向としているものを流通過程にも持ち込んでいくことが、もちろん困難なことはよく承知はいたしておりますけれども、同じ程度の意欲というもの、熱意というものを政府が持つて努力されないと、せっかく生産過程でそういう努力をしてある程度の成果を上げた。その成果というものが流通過程で帳消しにされてしまう。そういうことではせっかくの政治というものが消費者の立場から見ると生きてこない、もう少しその点を実力關係間で強く改正の方針を打ち出してもらうことができないものでしようか。

豚肉とかいうようなものを運ぶとか、いろいろなこと今までひとつやつてみたらどうだらうかということで、これらについて、私帰りますまでに具体案を作つて、そうして明年度予算を待たずして、今年度中にその実行に入れと指示をいたしたようなわけでございまして、まあできるだけのことはいたしかつて、まあと思いますが、何分情勢の変化にときには追いついていかないようなわけでございまして、この間来、豚肉についてもずいぶんやかましくお小言をちようだいいたしましたが、実は今朝、私は北海道と九州の豚肉を、その地の豚を買い集めて、その地で屠殺をして、そつして冷凍車で運んでくる、殺して運んでくることは公団にやらせながら、損がいくだらう、損のいく損については政府でしかるべき援助するとしてござりますけれども、まあ範囲が広いゆえでござります。いろいろあるのでござりますけれども、まあ範囲が広いゆえですから、わざかぐらいやつたところでもつて、なかなか全体に及びかねるというようなわけでござります。

この関係から物の価格に占める輸送の割合ということを、かなり重く見いかなければいかぬのではないかとうようなことから、かねてから農林資につきましては、国鉄のほうにおましても、運賃の率がきまつて実施するということになつておりますが、特定の農林物資については、今申し上げまするような感覚からして、いわゆる公共政策割引といいますか、そういう制度がずっと続いているわけですが、おなじことは、御案内だと思ふ。ところは、これは恒久制度です。一ころは、これが恒久制度にすべきではないかという意見が出されて、衆議院の委員会でも、当院の典林水産委員会でも、しばしば全会一致の議決をいたしまして、当局の善処を求めてきたのであります。ところが、国鉄のほうは経理がなかなかペイしかねないというようなこともありますて、審査の必要性については十分理解するが、そういうような関係から、三ヶ月間暫定とか、六ヶ月間暫定というようなこととで、三年、四年推移をしておるのでございますね。もうこの段階にくわば、価格問題がきわめて重要な経済政策のポイントになつておるという点を考慮いたしますると、この数年間にわたって継続、暫定措置、暫定性位置といつておりますこの制度は、恒久化すべきである。たまたまこの六月末がその暫定措置の終期になります。そういう邪推をするわけではありませんけれども、ちょうど六月末は国会の開かれどおりでござりますので、うつかりするといふと、この問題が逆な方向に結論されるという危険を感じるのであります。なつておらぬ時期にあるということになりますので、うつかりするといふと、この問題が逆な方向に結論されるという危険を感じるのであります。

きには、開会中の国会で、閉会中はそういうような措置はしない、もし変更しようとする場合であるといたしますれば、その次に開かれる適当な国会のときには、国会の了承がなければやりませんというような抽象的なお答えをもつて、その結果として、この措置が一応暫定期間を終わるということがあるといったしますと、この措置をどうされるのかということにつきましての御答弁をいただきたい。私は、このことは大臣の各般に対する御所見等から参りますれば、当然これは継続すると同時に、もういつまでも、三年、四年という暫定措置というのをおかしいので、ときには三ヶ月、ときには六ヶ月、こんなことでは、安心して流通機構を担当している者はやれません。ですからここでひとつ思い切って恒久措置に踏み切つていただくということを希望するわけであります。いかがでありますよ。

の大臣の御言明ではつきりいたしましたが、多少の品目については、内容的に御検討いただきけれども、実態的に現行制度を長期的に存続するか、久しぶりは恒久制度にこれを改めるかということであつて、国会の休み中だから文句言うやつはないので、さらさらといい加げんにやつてしまつて、どうとは断じてしないという御所信と承りましたが、さよう理解してよろしくございます。

ぬと思うのであります。所見をお持ちになつてゐるようですが、中央市場をどういうふうに仕組んでいくとお考えになつてゐるのか。新聞記事ではわかりませんので、この際ひとつ大臣のお考えを承りまして、私は基本的には今申し上げましたような感じを持ってゐることでございますが、いかがでございましょうか。

○國務大臣(河野一郎君) 各地の事情を観察調査いたしました結果、私はなるべくすみやかに、日本の生鮮食料品の現状から見まして、現在の中央卸売市場法もしくは市場という考え方は適当でない。と申しますのは、価格形成が東西二主要市場で行なわれている。そうして、以下の市場は、これにならつてはいるだけである。多少特異なのはございましょう。しかし、總じて申しますならば、東日本、西日本に分かれている。名古屋はその中間で、双方の影響を受けているというのが、価格形成の実態であると私は思うのであります。したがって、こういうふうに全体の東日本、西日本に影響する価格を形成されるとすれば、価格形成の場は、現在のように一都道府県にまかせておつて、そういう小規模のものでそれを指導するということは適当ではないというような意味合ひから、東西に二大中央卸売市場を形成すべきである。これが理想であると私は思うのであります。ところが、現実に、つまり今の現存しております市場についてどういうふうにしてこれをうするか、現に今御指摘のように、苟受け機関にいたしましても、非常にたくさんあります。たとえば神田市場についてのとおりの実情でございます。した

がって、大根、ニンジンについて見ますと、大根も入ってくる。一休朝行つたときは大根がこなでござります。したがつて、これらの点を勘案いたしまして、なるべく早く、国家の施設、大規模な国家施設を東莞に求めまして、そうしてその中に私は新しく荷受け機関はかくあるべきであるといふものを作つていくことがよろしい。今のものを直す、なかなかことは現実におきましては直りません。せ浦の屠場、あれだけでも、いろいろ言つていろいろやつておりますが、なかなか思うようにいきません。しかがつて、これを新しく大規模の近代化したものを作りたい。そしてその中に取引は理想はこういうふうによるべきものである。そこでこういうふうに価格は形成されるべきものである。その形成された価格が、全東日本、西日本を指導するということになることが望ましいと思うのであります。しかしこの理想に到達するか、国営と申しますか、私の言うのは、施設を国がやる。中の運営を国家でやろうといふふうなことは考えておりません。をうしてその施設を国家で大規模のものを作つて、そうしてそれを大規模の取引について適切な価格が形成されると、そうしてそれがそれぞれに東莞に西なりの日本の生鮮食料品の価格が成に合うよう持つていくことが理想じやなかろうか、こう思うのでござります。

られるような官僚的なものであつてはならぬことは、私もよく承いたしますけれども、といって、現在のように非常に多数の複数制であつて、それがおののおのの利益を追求するという立場に立つ仕組みでございましては、せいかく生産構造につきましても、かなり変わってくると思うのです。いたしましては申しますと、私は将来農村における市場の運営というものが適正にいかないのじやないか。もつと私は、端的に申しますと、私は将来農村における生産構造につきましても、かなり変わってくると思うのです。いたしましては、生産者自体においても自主的に出荷調節をするとか、あるいは生産の調節をするとか、相当かなり高度なものに進んでくることだと思います。がしかし、それは全国的にそれを市場に向けてうまく調節をはかるということはむづかしい。その場合に到達した市場において、市場の荷受機関がまたある程度の出荷調節をするというふうに考えますというと、生産者も守れませんし、消費者もときによつては非常に高いものを食わされる、ときによつては安くなつてしまつてもよけい食うわけにもいかないというような問題が出る。ですから、その市場の荷受機関自体も、ある程度の出荷調節を考えいくといふようなことをやらなければならぬ、そこには危険なり負担があると思うのです。そういう負担を考えて参りますと、なかなかできにくいことだ。でありますから、市場の荷受機関施設を公営化する、国営化するという問題だけではなくて、中身がそういうおいが強くじみ出でてくるようなものに改組をしていくことが、ただそこに発展していくかなればならぬ。そういういたしますると、理論的にはもう

単数でもいいとは思いますがけれども、单数だというと、あぐらをかく危険がないとは言えませんので、そこに最小小限度の複数の荷受機関というものに整理をすべきではないか。その内容が伴いませんなどと、せっかく国費を投じて施設をいたしましても、その施設の運営が期待する方向にはいけなくなってしまうのじやないかという感じを私は持つておるんですが、その辺はどうお考えでございましょうか。

これまでおりままする草花類、花卉類、これは今後農業生産の部分では、かなり私は進んでくると思うのです。それが現在のところでは全く放置されておる。そのため消費者の面におきましても、非常にも生産者の面におきましても、非常に不利益を与えられておるという事実を各地で見るのであります。でありますので、中央市場の整備をいたしまする場合には、花卉類の取り扱いといふものをおいかにすべきやということが、一つ問題になるはずであります。これは当然中央市場の取り扱いの対象に持つてくるといふことを考えなければならぬと思いますが、いかがでありますか。

で私は大きく述べて、機械公團の問題とそれから所得格差の問題、この二つにしほって質問したいと思います。つきましては、先にお断わりしておきますが、公団の関係については、すでに社会党の安田理事のほうから御質問があつたと思います。それで、私の質問と重複する点があれば、それは答を省略した、そう言って下されば、お互いの時間がたいへん都合よくいくと思います。

私は日本の官僚制度のすべてにつながるまことに何かよどんだといいますか、そういう姿になって現われるとなればなりません。そこで、この例をあげて、別段これは過去のことであるから、現在の大臣を追及するというのではなく、いつの日にか改めなければならぬ。この点につきまして実力者といわれる大臣はどうお考えになつておるのか。今後この種のことは、あらゆる各省関係の団体に出て参る事柄だと想いますので、この際ひとつそれに対処する所信を承つておきたいと思うのであります。

やれやれといふことで進んできたといふようなこととござりますから、最初に何らの政府出資もなかつた。そして機械を買うのが公團の仕事であつて、それでアメリカから金を借りて機械を買って持ってきてこの開墾をやれば、それでそろばんが合うじゃないか、金利が安いんだから年賦で返していくば、そろばんが合うんじゃないかといふのでスタートしたのに、そもそもあやまちがあつたんじやないかと思うのでござります。そういうことが理屈になるとおなづらぬか存じませんが、当時は議員でもあり、農林大臣もいたしておつた立場から勘案いたしますのに。ところが、その後この仕事をやっているうちはまた幾らかよかつた。ところが、仕事がだんだん済んできた。済んでくると、あと済んだからやめて政府が引き取るでもなければ、そのままあとの仕事がついていくでもなければ、仕事がないからそぞろとしておられぬ。どこかに災害でも起これば、そこへ行って片づけごとをやるとか、どこか大きな開墾でもあれば、そこへたまられて行つてやるというようなことで、うまくいくこともあります。したがつて、そういうことはもつてのほかのこととございますけれども、理事者のほうの側にしてみれば、政府は当然仕事を与えてくれて、最初からあれをやれこういう仕事をやらうということで作つた公團だといひながら、あとから仕事を少しもくれぬじやないか、くれなければ仕事をがないじやないか、いうようなことと、双方にまあしいていえば意思の疎

実情だと思ふんでございます。これは
今御指摘のお答えにはならないかも
しにそぐわぬものがあつて、この不始
うものはもうやめたがよろしいという
ので、大臣就任のときにこれをやめよ
うと実はきめたんござります。ところ
が、さてもう一つ別の問題にぶつか
りました。それは、これも私は在野時
代に非常に遺憾に考えておりましたも
のに、農林省自身が持つております
機械でございます。農林省自身が各地
の農地開発のために機械を買うのが予
算の中に入っております。これは非常
によろしくない。また、この機械を修
理するため修理工場を持つておるとい
うこともも当然でない。行政官庁がみ
まかしてしまうならそれはまた別でござ
ります。しかし、請負師自身が一べん
その請負をするために機械を買うとい
うことはよろしくない。全額を請負師に
機械予算が予算の中についておつて、
それで政府が機械を買ってあるいは請
負師に貸すというような仕組の事業も
あるのでござります。こういうふうな
考え方は適当でないというようなこと
からいたしまして、機械は全部――今
後大規模の開墾をしなきやならぬし、
いろいろやらなきやならぬことがある
のであるからしかもひとりそれは政府
だけじゃなく、県単位のものも相当に
ある。であるから、そういうふうなもの
を大中をそれぞれ持っておつて、そう
して能率的にこれを運用する機關が必

理工場も引き継いで経営させ、中小のものについては県単位でやらなさいを改組して現に政府の持っておりますものをこの方面に引き継ぎをさせ、修理工場も引き継いで経営させ、中小のものについては県単位でやらなさいを改組して現に政府の持っておりますをいうふうなことで、「一列の農業機械化公団の所属運用の基本をつけたつもりなんですが」とあります。そういうことにして、今後ぜひうまく一般農村のためにこの機械が動いていくよう高能率に活用できるように指導していくたいということを示唆いたしまして、農地局にこの案を作らしたのでございます。したがって、今度は、今申し上げますように、農地局自身の責任においてこの公団は計画を指導していくということです。やっておりますので、しかもそれが県単位にまでおきまする県の機械化公社、これと連携を密にしてやっていくべきことにしておられますから、これまでのこととは違つて、いくだろう、またいくように十分監督して参りたい。今お話を点につきましては、非常に遺憾なことでございまして、これらはそういうことのないようにならないやならぬと思いますが、これも先ほど御指摘を受けた点は、公社、公團がわきの役所で作つておるのは利益追求いたさんといてしましても、政府が計画する事業もしくはその公團は割合にそろばんが甘いと私は思いました。したがって、經營は楽だと思いません。鉄道の場合にいたしましても、その他建設関係の公團にいたしましてこの公團がもうかるか、この公團のほうは十分に辛らく予算を取つて農村が農村でございます。農村に損をさせまい

の負担となるべく軽くするかといふよりは、うなことは、双方きりぎりの線でいかなければならぬと、思ひます。したがつて、よほどその経営につきましては政府も監督を十分にいたしまして、いやしくも高い機械の使用料を取り上げて、たくさんある機械じやないのでござりますから、かといってそれを使わないわけにいかぬのでござりますから、なるべくそれらの点について一そぞう監督を厳密にしていかきやなるべきと考へておるわけでござります。

○天田勝正君 大体その分については満足いたします。つまり、過日質疑したこところが、それは役所側にござりますたところが、全く使えない機械を買つた、その責任は公団側にあるのか、役所側にあるのかという質問をしましたところが、それは役所側にござりますたところが、全く使えない機械を買つたので、役所側ならば、なおさら大臣監督下の役人でありますから、特にそいつをいじめ上げるとかそういうことでなくて、信賞必罪といふものは明らかにござりますから、これまた当然に信賞必罪を明らかにしていくかなきやならぬ。それが明らかにしていかきやならぬ。それが明らかにならぬから、とかく政府関係機関などが会計検査院から注意を受けたり、世間から見てもどうも変だといふようなことになると思ひます。しかしながら、これまた大いに注意されるというのですから、それはそれでよろしゅうござります。

それから、やはりこれは同種のものだと思いますが、なんだん質疑をして参りますと、この公団の持つております。

する機械の稼働時間の標準そのものが、一般よりもまことに低く抑えられている。何%使つたとか、何時間使つたとかいいましても、もとの基準のほうが低いんです。ですから役所もしくはそれに準ずるようなところがやる場合は、待遇などにすれば大体民間企業のどの線と比較をして、たいていそのおりにはなっていませんけれども、しかし議論の基準にはなつておるわけです。御案内のとおりです。しかるところ、自分たちが使う機械の標準などになると、民間の標準よりも下げてかかる、これもまた怠慢であります。はからぬことであります。やはり一民間企業と同じような機械ならば同じように使用すべきものだ、こうしてその稼働率が低過ぎれば、これはどつかりますと、一向にさようにはならない。そして基準が低いと、うことになると思う。ところが質疑をして参りますと、一向にさようにはならない。そして基準が低いと、おへもつてきて一つの機械で、作業機械というのはどこででも使える機械であります。にもかかわらず百時間くらいしか一年に使つておらないといふもの、まあ晴天で働けば十日分くらいしか使つておらない、かようにはしからぬことがあるわけなんですね。そこで、私はこれらの事実をこまかしく大臣が知るということは困難であります。しかしここに指摘したわけでありますから、税金はかかるないから利益は上げなくともよろしいのだから、仕事

をやるというそのことについて、やっぱりきびしくやってもらいたいと思ひますが、いかがでしよう。

○田嶋大臣(元豊一郎君) 承知いたしました。

○天勝正君　その次に、もうすでに衆議院におきましても議論されたところであります。が、役職員、といつても特に役員の退職金でございます。これほどで質疑があつたと思います。そこでその質疑があつたと思われる分については触れませんが、いずれにしましても普通この官公庁、あるいは民間においてもたいてい一つの基準をきめて、それに對して在職年数をかけているというのが普通であります。ところが公団、事業團とか、政府関係の機関においては、年数をかけないで、月額の〇・六五に月をかけています。そういう基準算定の仕方というものがまるきり違うものでありますから、そこでの千二十万だ、千二百万だといふようないふな膨大な額になる。こういうことでございまして、これを質問していくければ、必ず、いやよその同種の公團等も同じでありますから、それは比較上そうしましたくらゐの答弁になるわけでござります。けれども大臣、役人がAの役所からBの役所に移った場合に、一々退職金もらうということもございません。ただそれが通算されるというにすぎない。こういう政府関係機関においても、Aの政府関係機関からBの政府関係機関に移る場合には、通算は認めるにしても、この一々に退職金をもらっているということは、これは一つ考へなければならぬ問題だと思う。

程などはない、暫定的に従業員組合との協定で今行なつてゐるだけだ。一般職員のほうの身分のほうはさして保障されないで、役員だけの退職金規程があるなどということのこと自体が、まさにとけしからぬ話であります。しかし今それを言つてみたところでもあしょうがないわけでありますから、この公園団、事業団、公社、こういうものを通じて大臣に一つ根本的に私は検討し直してもらわなければいかぬ、こう思いますが、何かそれに対してもお考えございましようか。

成田理事長が公団から同種の愛知用水公団に移った。愛知用水公団も建設公団ではなくて管理公団になると感じます。しかしこの内容もそういうふうになるから、そういうえらい人は要らぬじやないかという議論をしてもらは本題ではありませんからやめますが、いざれにしても一億七千万円といふ赤字がこの機械公団のほうで出ている。しかもそれがさつき私が指摘しましたように機械の稼働の標準にしましても、民間と同じようくきめながら、一生懸命作業をした、その結果努力にもかわらず赤字にそつたという話ならば別であります。そうでない、十分作業に熱を入れたとは思えない状態のままにここに赤字累積ができた。こういうのに罰せよとまで個人の名をさして申しませんけれども、何かたいへん榮転するような形はおかしくなからうかとだれでも考えると思います。この点はどうしてそうなったのか、個人としてりっぱとかいう、この点は私は成田さん知りませんけれども、個人としてはりっぱでありましよう、りっぱであつたからこそ前にも理事長になつたのでありますから……。しかし個人の人格的にりっぱであるとか、そういうことと一つの事業体を受け持つた以上は、事業の成績といふものは、これは個人の人格のりっぱさによつてカバーできるものではありません。いかなる事業体、株式会社でなからうとも、その事業自体を進展せしめるか、事業自体の成績を上げるならば、やはりその人の効績ということになるし、事業自体の成績が下がつておるのに、その人が効績があつたなどとは私は言えないとと思う。個人がりっぱなどとい

う、そういうのはもうその場合には通用いたさないと私は思いますが、これが榮転させられておる。これは明らかに大臣の手によつてなされたところであります。これには私は特殊の理由がなければならぬと思ひますが、この理由はいかがなものでありますか。さらにおいだに松本理事長でありますと、この人の前職は、御案内のように東北開発。北開発は、もう汚職だらけというので、盛んに新聞にも伝えられております。しかしそれには、汚職だらけとなりましても、しかしその理事をされたといふことは、内閣でいえば閣員であるし閣僚である。会社でいえば重役である。そこでそうした不正な事件が起きたということを、やはり知らざりしりましようし、あるいは無関係の人もおりましよう。全然関係のない人がおりましても、しかしその理事をされたといふことは、内閣でいえば閣員であるし閣僚である。これは二人の点、特に特定の名前を出しての話ですから、私もどうもございませんと言いたくないのですが、そういう者がどういう理由で、今度は前のども成績のよくなかった機械化公団のほうへ、知らざりし罪もあるうと思われる人を持つてくれば、たいへん成績が上がるというのには、これまた特殊な理由がなければならぬと思ひますが、この二つについてはいかがお考えでしようか。

うからもつと仕事が十分に与えらるべきであったにもかかわらず、役所との関連において仕事がうまくなかつたというような点において起つたんだと思つてございますが、それがわかつたときは、実は私が任命して後であつたのでござります。それはどうもまたのことでござります。それはどうもまたのことでござります。それはどうもまたのことでござります。それはどうもまたのことでござります。

後愛知用水に參りまして、非常に熱心にやつておられることを、愛知方面においても私聞いております。もう少し

見た上で、ここにこういうふうな問題があるのでござりますから、万一遺憾な点があれば、即刻私はやめていただ

きました。それから松本君の場合におきましては、これも先ほど申し上げまし

たとき、神奈川県の副知事時代に非常に業績をよく上げました。そうして

この人は知事候補に実は擬せられた人でござります。そういうことがありま

したとき、実は企画庁長官をいたしておりまして、今問題になつておる

諸君が一応の東北開発の人事として前任者から私は引き継ぎを受けました。そこで、そういう人たちだけではなく

うかということで、この人を推薦して理事会の中に一名私はらち外の人であつけれども加えたのでござります。そ

の後東北開発の中においていろいろ熱心に仕事をされた経緯、ないしはまた

今回もそういう疑惑事件等がありましたが、それぞれ関係方面ともいろいろ

ろ詰し合いまして、これならよからう

ということで、この人を機械開発公団のほうに抜擢したということとでござります。もちろん、いろいろの点につい

て御意見もあるようですが、もし御期待に沿わぬような点があり、もしくは御期待にはされるようなことがありますれば、即刻私は理事の更迭をすることにやぶさかではございません。この点をお答え申し上げます。

○天田勝正君 各派で約束した時間で私はとめたいと思いますが、もう私の残りは五分だそうです。そこで、時間がありませんから他のことに移りますが、どうか大臣、要望しておきますが、今の問題については、かつて東京電力というあの営利会社でさえも、全く現場の者がいわゆる石炭の汚職を出した。御案内のところであります。その際に、ああいう民間の会社でさえも、主要な役員が責任をとつて、全く知らないだけでも、個人的には私も知つております。全く知らないだけでも、それにもかかわらず、やはり副社長でおつた者が落ちて、それで責任をとつた。でありますから、知らざり罪ということを言えば過酷なようありますけれども、これをあえてしなければ、それは下のほうの者はびしやつとしませんよ。自分たちが首になればそれでいいのだというような安易なことになつてしまふ。自分がうかつなことをすれば、その団体の長まで

いくんだ、会社ならば社長までいくん

だ、こういうことで初めてびんと張りつめた仕事ができるのであります。それはどうも

これはそういうつもりで人事監督についてなされんことを要望いたしておき

ます。

時間がありませんから、所得格差の問題についてはたつた一点しか触れる

ことができないと思います。これは、過日来畜産物の価格の安定の法律の審議の場合も各委員がここで言われたわ

けであります。日本のように、たとえば牛乳が生産者価格から三倍になつて売られているなんというのは世界じゅうどこにもございません。どこに

もありません。そこで、過日もこのことについては、具体的な数字で大臣に

質問しましたから、私はそれを繰り返すつもりはありません。いずれにして

も三倍になつている。そうしてその取り分が、まあ大まかに言えば、三に三

に中間卸しが二・七くらい、こういう

ことですけれども、しかし、その中身は、生産者の取り分といふのは、全部

が取り分じゃないのであって、これは

全部生産費がかかるのであって、○・一八リットルくらいであれば、大かた

一円か二・三十銭、それに対して片方

は、多少の費用はかかるとも、六円

も取り分がある。これじゃ納得できない

ことですよ。納得できない。過日同僚の戸田委員が、この点については、関西のほうじやまるで暴力団のごとき組織になつておるということを指摘されておりましたが、それで、この末端の機関で、よく今の池田さんがおっしゃる便乗値上げということを言われますけれども、その便乗値上げの私は最たるものだと思うのですよ、牛乳のとき

は、労賃が上がつたから、どうしても末端のこの配給機構のほうも上げなければならぬ、こういう論理です。労賃

がどれほど上がつたか。私は政府の提出されました資料で全部計算しました。

○天田勝正君 時間がありませんが、

私はこの点については政府だけを、この間も言つておるのですが、政府だけ

を責めるのじやない。われわれ野党で

があれば、私はまことに感謝にたえません。私も検討いたしましてやりま

す。

○天田勝正君 時間がありませんが、

私はこの点については政府だけを、この間も言つておるのですが、政府だけ

を責めるのじやない。われわれ野党で

があれば、私はまことに感謝にたえません。私も検討いたしましてやりま

す。

○天田勝正君 時間がありませんが、

私はこの点については政府だけを、この間も言つておるのですが、政府だけ

を責めるのじやない。われわれ野党で

があれば、私はまことに感謝にたえません。私も検討いたしましてやりま

す。

ならぬ。私はこれはこの委員会でもそう發言をしております。党内でもそう言つております。それで現に末端の、現に大臣もわかるでしようけれども、駅で売つておるような場合、仲介業者が持つてきて、そこで渡してやるだけが持つてきます。現在それを押えることが行なわれるのですよ。こんな商売がで七円になるのです。それはだから取り分を結局政令できめるなり、政令で間に合わなければ、法律できめるなり何か処置をやるより仕方がない、私はそう思つておる。

そうやつてすぐ鉄道弘済会が許すだろ
うか、許さぬでしよう。まずうるさくい
ま今はそこを保護するのに私が手をつけ
ておるのが今やつておる段階です。今
を許さなければ、鉄道弘済会でなけれ
ば駄では売らせませんと私は思いま
す。その次に、法律、政令できめたら
いいだろう、そういうことが一体きめ
られるでしょうか。ただ牛乳を幾らで
売れ、幾らで買えときめたって、それ
は言うだけであつて、それはそれでこそ
米などの売買よりもまだ実行できな
い。やみに流れてしまつて、実際に自由
に流れてしまつて、法律だけをきめ
ても、裏づけのない法律を出したら、
それこそこの委員会で通る法律ではな
いと私は思います。通る法律じやな
い。なかなかそういうふうにおっしゃ
るけれども、まあ小売り業者に十六円
のうち五十銭やつたのはどうもよくな
いというお小言かもしませんけれど
も、十五円のところまではまだよかつ
た、それを十六円に上げることについ
て、生産者に五十銭、小売りに五十銭
ということでおこで一札を取つて、そうい
うことでこれから絶対上げませんか
ら、上げる場合には必ず当局の同意が
なければ上げませんからという一札を
取つて、仕方がなしにこの辺でひとつ
折れておこう、しかしこれからは同意
がなければ上げないという一札を取つ
ておるから、仕方がないから泣く泣く
私はのんだのです。ほかに方法がある
かどうか、さてやってみるとなかなか
ないので。それからやるとなると、
実際はなかなかできません。ただ漫然
と見ておるのでないのですよ。やれ

る方法があり、またそれが実際可能な道があれば、私はちゅうちょなくいたいと思います。いつでも御教示を賜わりますれば私はやります。どうぞひとつ御 承をいただいて御協力をいただきたいと 思います。

○天田勝正君 これ以上は議論にわたりま すし、時間がきたので、私は私な りにあると思つておるけれども、まあき ようは約束だから一応この程度にして、あとで時間が余ればまたやりま す。

○千田正君 私はこのたび河野農林大臣がソ連においでになるということに 対して、非常に御苦労さまであると想 います。そこで特に私はお伺いしたいのは、最近非常に領海の問題が中心になつております。今度農林大臣が向こ うへ行かれた場合において、この間の新聞で私は見ただけでありますけれども、領海の問題をはつきりしなければならないじやないか。およそ日ソ漁業の問題については、領海の問題をはつきりしておらないと、そうしてまた公 海におけるところの操業に対してのみ規制をしたり、禁止をしたり、あるいはいろんな問題が起きてきている。そこで、領海の問題についての河野さんの御意見を承つておきたいと思うのであります。今年の三月でしたか、昨年もそう でありましたが、海洋会議において各 国の領海の問題が中心になつていろいろ主張がありました。ソ連が十二海里、アメリカ、カナダは六海里、日本は従来の三海里説を主張した、こうい うように各国とも区々まちまちでありますけれども、従来の觀点からいえば三海里説が普通であったのであります が、最近だいぶ変わってきてし

る。それで領海といふ問題を中心にして考へるというと、日本も相当主張する点がある。たとえば池田内閣が主張するよう、北方の領土といふもの、歯舞、色丹、國後、択捉といふところまで日本の領土であるということを主張するならば、やはり歯舞、色丹、國後、択捉におけるところの領海は、歴史的に日本の主張が六海里とするならば、その六海里内においては当然われわれとしては漁業ができるはずだ、こういうことも主張しておる。現実の問題はどうであろうとも、日本側の利益の主張だけはあくまでも主張していくしかなければならないと思うのであります。第一、領海の問題に関しては、河野さんのお考へを承っておきたいと思います。

るその前で双方の話し合いをつけておきたい。日本の領海三海里のところまでには連が監視していいじゃないか、お前も十海里だから十二海里まではいいけれども、十二海里より中に入つては困ります。ということまで、入ること自体が私は今回の交渉に適当でない。その一歩で問題の解決を得たい、こう考えてるのでござります。

○千田正君 そうしますと、これは河野さんも、私もそういうふうに考えたのですが、そななるというと、やはり自主規制ということが課題の最終決着の問題になると思うのであります。主規制とということになりますといふと、日本の今までとつてきただ題にはしてのかつて河野さんが大臣のころ、船団の拡大もありましたし、増船もありましたのですが、この際思い切って自主規制ということで向こう側も納得され、日本側もそれによつて一応の解決をするとなれば、国内におけるところの自主規制に対する調整といふことに対する見通しが十分おつきのこと思います。が、その点はどうでござりますか。

○國務大臣(河野一郎君) 私は、自規制によって双方の了解が得られるならば、わが国内における漁業者については、あくまでも積極的に御協力を願わなければならぬと考えるものございまして、国内の問題は国際的問題に比べますれば、わが政府としての御説得がきいて、ある程度協力さるようですが、ただ漁業の転化するが、いろいろな点において農林大臣との御説得がきいて、ある程度協力さること考えております。

○千田正君 そこでその面であります

オ、マグロの漁業に対しの許可をも
らって、そのほうに転換したい、こう
いう面もあるし、カツオ・マグロのほ
うでは今でさえも満限の状態にあるの
に、サケ・マスの漁船の自主規制に基
づくところの国内調整のあたりを食つ
てわれわれにしわ寄せされるのはごめ
んだ、こういうことであまり協力しそ
うにないようにもわれわれは考えるの
ですが、その点は十分御了解できるよ
うなところまでいっているのでござい
ますか。

らはいずれも国内の水産行政の面において、お互いに相助合いつつ結論を得るという努力すべきで、あって、これの国際問題をまず先決問題として妥結した上で、国内的な問題についてはそれぞれ相理解協力のもとに円満に私はいくよに期待をいたしたいと考えております。

○千田正君 私はこの前河野さんが農林大臣のとき私も要請したと思いますが、そういう転換の場合において、たとえば太平洋に面するばかりでなく、インド洋であるとか、あるいは南米の西方面とか、そういうふうに新しい魚場

りでなく、その余贏をもつて非常な
響があると思うのであります。こ
の問題につきましては、農林大臣とし
てどういうふうにお考えになられ、ま
どういうふうに処置されようとする
所存でありますか、その点を承って
きたいと思います。

○國務大臣（河野一郎君）　お話をと
りでございまして、私いたしまし
は、外務省を通じて損害があつた場
にはこの損害の請求をするというと
十分準備をしてもらつておるわけで
ございまして、アメリカに対しまし
も、賠償するに場合によつては賠償の情

したようく魚雷にどういうふうに影
するか、この前はだいぶ廃棄処分等
いたしたことがございましたので、
ういったようなことになりますかど
か、これは今後のこととござります
ではつきりわかりませんが、日本側
しましては、直接被害のほかに間接
害につきましても、これは損害賠償
いうような形で強く向こうに要求し
うというような考え方を今持つてお
ます。

○千田正君　国内においてはそういう
処置である程度できると思いますが
一層影響を及ぼすものは、日本の、

つ、う りよと被とのうそを書

制の場合におきましては、第一に相互援助という立場におきまして、規制される漁業者については出漁される諸君から十二分の補償といいますか報償といいますかをなすべきである、これが第一であります。第二にはさらにこれらの方々に對して、他にかかるべき漁業といふ場合に、必要といたしますならば、マグロ・カツオ等について考慮する必要があります。これについてマグロ業者等が非常に反対をしておられます。しかし、これらの諸君も、現にマグロ漁船が飽和状態にあるとは考えられません。といいますことは、御承知のとおり、マグロ漁船について一トン当たりあれだけの権利がついているということは、そのこと自体がまだマグロ漁業について非常に有利である。有望であります。したがって、マグロ漁業の将来については、なお検討の余地があると考えるものでございます。これ

あるのであって、そういう方面に進出する方法ですね。たとえば、ニュージーランドとか豪州とか、日本のカツオ・マグロ業者は非常に優秀だ、だからそれを日本漁業と相提携して漁業をやりたい、こういう希望の国が相当われわれ海外を回って歩いているというと、それいう声を聞くのですね。それからさういう方面に進出するチャンスもあるのじやないか。一方国内においては海外に日本の漁船が行ってマグロや何かとしていくというと、外国の経済には相当潤うけれども、外国はそれをカン詰か何かにして国際市場に売り出す。日本のカン詰はそのあたりを食べてせっかく開拓した市場というものは縮んでしまう、こういうことであまり業者間においてはそういうことを喜ばない点もあるやに承っておりますが、そういうような面における転換方法について農林大臣にお考えありませんか。

の後においては御承知のとおりのこと、キニ海域におけるところの原子爆弾の実験、これに基づくところの死の灰による日本漁業の業者が非常な打撃を受けました。あのときには当委員会におきましては、岡崎外務大臣と相半ばして、委員会の諸君が猛烈にこの問題に対するアメリア側に交渉を要請したのです。今度におきましても、大気圏内における実験はどの程度の被害を及ぼすかわかりませんけれども、日本政府としては、当然アメリア側にその賠償その他に対し要求しておるようですが、そらく日本の水産業だろうと思うのであります。あるいは一定の期間内におけるところの航行を遮断され、あるいは操業を遮断され、さらにまた今度の場合においては死の灰が深海に沈んでいった場合におけるところの魚介類といふものはその影響を大きくこうむります。また、それを漁獲した場合においての影響といふのは相当大きい。そういうふうに伝えられておる今日におきまして、日本の水産業のこうむる問題は単に原子爆弾を被爆したというばかり

云々に對して、政府は「公害問題」を主張するからといふことを留保して、反対をいたしておるというのが現状ござります。

○千田正君　すでにそういう手を打ておられると思うのであります。被害を予想される内容につきましてはたとえばこの前の久保山君のようない台のように直接に死しするというよな問題もありましようし、また全然う操作ができない、今度の場合は相高度の核実験だと思いますので、その影響も非常に大きい。そうなりますと、おらく半年や一年くらいはとて、い漁獲したものが市場に販売の可性がない、こういうことを伝えられおるのでですが、損害の要求という問題に対しても、そういう問題を含んで然要求しておられると思いますが、この点はいかがでございましょうか。

○政府委員(伊東正義君)　かわりまして私からお答えいたします。被害の問題でございますが、先生御質問になましたような直接被害のほかに、いふん、漁場に行けなかつた、あるいは本題でございますが、先生御質問になつたよ

ので、損傷場所もまた、日本の方々の心配をうながすものになります。たとえばそうしたような時ににおいて捕獲されたマグロをカン詰する、冷凍にする、そういうものをアメリカ向きなりあるいは国際市場にり出した場合、日本のカツオ、マグロ業者がとつてきたマグロというのを原子爆弾の影響を及ぼしたマグロだから食う必要はない、食わないほがないんだ、あぶないぞと、さなぎに日本の冷凍マグロあるいはカン詰をアメリカ側がドル防衛の一つの課として、日本のそういうものに対しができるだけ入れないようにしておる旨伝えられ行なわれておる今日にして、こういう影響は相当ひどいとできるだけ入れないようにしておる御準備もできておるかどうか、そ点はどうぞございましようか。

、もかま程は のす思おすて題類だうんは口売アに期あ

内容について詳細に、これは、どの程度の被害が起きるか、ビキニのときは実は水中爆発をやりまして、いろいろサンゴ礁なんかに放射がついたということがございますが、昨日のはそういうことではないらしいんでございますが、これから出ます被害がどういうことになるがということは、現在実はまだ判断いたしかねます。そういうことからきますカン詰あるいは冷凍のマグロの輸出問題等につきましては、これは市場が大部分がアメリカでございました。また原爆の実験をしているのもアメリカでござりますので、その辺のところにつきましては私どもとしましても、特に被害を与えたという国と輸入するという国は一緒でござりますので、その辺のことにつきましては、ある程度私どもは力強く輸入問題等につきましては、日本側としてPRをするなり、もしもそういうことを理由にして数量を減らすというようなことがございましたら、これはやかましく言つて、そういうことのないように努めたいと思つております。

○千田正君 もう一点、この十五日、アラスカにおいて日本のニシン漁船が拿捕された。領海侵犯という理由のとに拿捕されておりますが、ここ数十年來アメリカあるいはカナダあるいはアラスカの沖合いで日本の漁船が拿捕されるということは、おそらく起きておらない。今度初めてのようであります。そこで先ほども私は領海の問題を持ち出したのはそういう理由もあるのであります。一体これは領海侵犯なのかどうか、アメリカの考え方はどうか知らぬけれども、こういふことがしょっちゅう、これから国際化が、ここは領水だといふことをアラスカが実はいっておるのでございます。そして三海里をこえたところです。そして三海里をこえたところで一

的な問題になつて起きるとするならば、これは日本の水産の立場から考え実は火舟が拿捕されております。で、日本政府としましては、これは火舟がたして領海侵犯したのかどうかといふことを、いろいろ今大使館を通じまして調査をいたしております。もう一

なり、あるいは相手方に対する了解となり、あるものは相当必要になつてくらうと思う。そこでこのアラスカにおけるところの日本船の拿捕問題について、水産庁なり農林大臣としてのお考へはどうでございましょうか。

○政府委員(伊東正義君) 私から先にお答えいたします。アラスカで拿捕されましたのは、これはさき網で、実は

まで出ておりません。しかし、これは

日米加漁業条約上当然出られる地域でござりますので、実は昨年の暮れから

ですが、アラスカの南につきましては今

まで出ておりません。しかし、これは

ストルのほうにはカニでござりますとか、トロールが出ておるのでございま

すが、アラスカの南につきましては今

まで出ておりません。しかし、これは

日米加漁業条約上当然出られる地域でござりますが、私は、アラスカ政

府は三海里説をとっているといふう

に考えておりますので、これはアメリカと十分話し合いもいたしますが、ア

ラスカの南等につきましては、いろいろその他、アメリカが利用していない資源もござりますので、日本政府と

してはもう少し向こうと今度の事件を契機としまして話合つた上で、やはり条約上認められるところには堂々と

います。しかし、今わかつておりますことは、向こうは一つはきちんとやく網の

小さい火舟が領海侵犯をした、三海里以内に入つたということを一つの理由

にしております。もう一つは、あそこのコードエイクとアラスカ半島の間の

シエリコフという海峡がござりますが、ここは領水だといふことをアラス

カ州が実はいっておるのでございま

す。そして三海里をこえたところで一

つの火舟が拿捕されております。で、日本政府としましては、これは火舟がたして領海侵犯したのかどうかといふことを、いろいろ今大使館を通じまして調査をいたしております。もう一

なり、あるいは相手方に対する了解となり、あるものは相当必要になつてくらうと思う。そこでこのアラスカにおけるところの日本船の拿捕問題について、水産庁なり農林大臣としてのお考へはどうでございましょうか。

○政府委員(伊東正義君) 私から先にお答えいたします。アラスカで拿捕され

ましたのは、これはさき網で、実は

まで出ておりません。しかし、これは

日米加漁業条約上当然出られる地域でござりますが、私は、アラスカ政

府は三海里説をとっているといふう

に考えておりますので、これはアメリカと十分話し合いもいたしますが、ア

ラスカの南等につきましては、いろいろその他、アメリカが利用していない資源もござりますので、日本政府と

してはもう少し向こうと今度の事件を契機としまして話合つた上で、やはり条約上認められるところには堂々と

います。しかし、今わかつておりますことは、向こうは一つはきちんとやく網の

小さい火舟が領海侵犯をした、三海里以内に入つたということを一つの理由

にしております。もう一つは、あそこのコードエイクとアラスカ半島の間の

シエリコフという海峡がござりますが、ここは領水だといふことをアラスカ州が実はいっておるのでございま

す。そして三海里をこえたところで一

つの火舟が拿捕されております。で、日本政府としましては、これは火舟がたして領海侵犯したのかどうかといふことを、いろいろ今大使館を通じまして調査をいたしております。もう一

なり、あるいは相手方に対する了解となり、あるものは相当必要になつてくらうと思う。そこでこのアラスカにおけるところの日本船の拿捕問題について、水産庁なり農林大臣としてのお考へはどうでございましょうか。

○政府委員(伊東正義君) 私から先にお答えいたします。アラスカで拿捕され

ましたのは、これはさき網で、実は

まで出ておりません。しかし、これは

日米加漁業条約上当然出られる地域でござりますが、私は、アラスカ政

府は三海里説をとっているといふう

に考えておりますので、これはアメリカと十分話し合いもいたしますが、ア

ラスカの南等につきましては、いろいろその他、アメリカが利用していない資源もござりますので、日本政府と

してはもう少し向こうと今度の事件を契機としまして話合つた上で、やはり条約上認められるところには堂々と

います。しかし、今わかつておりますことは、向こうは一つはきちんとやく網の

小さい火舟が領海侵犯をした、三海里以内に入つたということを一つの理由

にしております。もう一つは、あそこのコードエイクとアラスカ半島の間の

シエリコフという海峡がござりますが、ここは領水だといふことをアラスカ州が実はいっておるのでございま

す。そして三海里をこえたところで一

つの火舟が拿捕されております。で、日本政府としましては、これは火舟がたして領海侵犯したのかどうかといふことを、いろいろ今大使館を通じまして調査をいたしております。もう一

なり、あるいは相手方に対する了解となり、あるものは相当必要になつてくらうと思う。そこでこのアラスカにおけるところの日本船の拿捕問題について、水産庁なり農林大臣としてのお考へはどうでございましょうか。

○政府委員(伊東正義君) 私から先にお答えいたします。アラスカで拿捕され

ましたのは、これはさき網で、実は

まで出ておりません。しかし、これは

日米加漁業条約上当然出られる地域でござりますが、私は、アラスカ政

府は三海里説をとっているといふう

に考えておりますので、これはアメリカと十分話し合いもいたしますが、ア

ラスカの南等につきましては、いろいろその他、アメリカが利用していない資源もござりますので、日本政府と

してはもう少し向こうと今度の事件を契機としまして話合つた上で、やはり条約上認められるところには堂々と

います。しかし、今わかつておりますことは、向こうは一つはきちんとやく網の

小さい火舟が領海侵犯をした、三海里以内に入つたということを一つの理由

にしております。もう一つは、あそこのコードエイクとアラスカ半島の間の

シエリコフという海峡がござりますが、ここは領水だといふことをアラスカ州が実はいっておるのでございま

す。そして三海里をこえたところで一

つの火舟が拿捕されております。で、日本政府としましては、これは火舟がたして領海侵犯したのかどうかといふことを、いろいろ今大使館を通じまして調査をいたしております。もう一

なり、あるいは相手方に対する了解となり、あるものは相当必要になつてくらうと思う。そこでこのアラスカにおけるところの日本船の拿捕問題について、水産庁なり農林大臣としてのお考へはどうでございましょうか。

○政府委員(伊東正義君) 私から先にお答えいたします。アラスカで拿捕され

ましたのは、これはさき網で、実は

まで出ておりません。しかし、これは

日米加漁業条約上当然出られる地域でござりますが、私は、アラスカ政

府は三海里説をとっているといふう

響といふものは非常に私は考へべき問題があるのじゃないか。現在のところ、先ほどからも農林大臣は、どうも対策が今のところすぐ見つからぬ、こうおっしゃるけれども、実際米麦から転換して酪農に切りかえた諸君にとつては、これはもう命取りの問題でありますので、農林大臣としての、十月以降のそうした問題に対する保護政策を強化する御意思があるかどうか。同時に、はなはだ恐縮ですけれども、ついでと言つては失礼でありますのが、せつからくソ連までいらっしゃるのですから、あのすぐそばでありますから、できれば共同市場の実際といふのを、ごらん下さって、日本における国内政治に反映するようお願いしたいと思ひます。質問と要請をかねてお伺いしまして、私のあれを終わりたいと思ひますので、お答えをいただきたいと思ひます。

○清澤俊英君 小笠原君が質問がある。ということだから、僕はごく簡単に、実は大臣が来られたのを幸いにお伺いしたいと思ったことは、機械化促進法をやっています間に、だんだんと大型機械やいろいろの耕作上の技術の振興と一緒に機械作業を進めようとしている。この場合に、自立経営という形では、この機械化促進でやる深耕機械、大型機械というよなものを作ってやつていいのではないか、そういう点において、今の基本法を中心とした自立経営の考え方、それ自身は悪いとは言いませんが、経営の体系からもつと別に変わつて、いま少し協業とかあるいはわれわれの言う共同という形に変わらなければならぬのではないか、もつとそれをはっきり打ち出すことがいいのじやないか、こういう私は考え方を持つのです。三十七年度における、六年一度の報告を受けた実施計画ですか、こういう農林省の農業改善のところを見ますと、これは、これからあとの二法案の審議の際に局長にぜひお伺いしたいと思いますが、やはりこの点でも、その点がはつきり出ておらない。しかし、よく見ますと、農業の耕地の集団化、技術の高度化、というようなことで、集団化するにはどうしたらいいか、高度のものを使うにはどうするか、そうして機械化、近代化と、こういう形が出ておるんです。そういう点で、集団化するにはどうしたらいいのか、このくらいのことを出さなくては、非常にまずいんじゃないかなと、思つておる。今度の二法案を見てみま

しても、自立農家を作るために農地の流動化をはかつた信託制度を云々する、こうなつておる。片方のほうから見ますとそりゃない、実際問題として、まああれはどういう形に、われわれは知らないんだ、そうするにはいろいろ関係者は知つておりますけれども、荷役地区の指定地区を作つたり、あるいは九十二のペイロット地区を作つて、そうしてこれをもつて集団化、近代化、高度化、こうなつておる。それと、その中で行き上がるふうとする、自立的に盛り上がつていく法人化ですね、いろいろの法人の形で一つの集団的のものをやつていこうとする、これは提案説明にもありますとおり、意欲的に持つていく場合に自然一つの労働力というものが流れいく、その自然的な不足を補うためにできいて、こういう二つの要因もあるんだ、あなた方が指摘せられるとおりなんです。そういう中で、旧来の解釈だけの私は自立農家という考え方をあまり強く打ち出されることはどうもおかしいじゃないか。あなた方が指導していくのは、一本の形として持つていくのがほんとうじやないか、こういう考え方を持ちまして、機械化促進法のときも、これから以上の問題は大臣が来なければちょっと話ができません、こう言つておいたのですが、この点をひとつ簡単に。

れから昨年われわれがやりました魚介類の安定期法、あるいは調整法、こういうものを作りまして、いろいろやりました。もなかなかうまくいっておらない、これは大臣として再検討が必要じゃないのか。なぜかといったら、三十二年のの大騒ぎが起きまして、こういう安定法がありましても、結局大臣がせられたそのとおりが、三十二年十二月二十九日は千円の繩にたたかれてしまつた、そうして国は二百五十億の金を出したして、それで損がいったか得がいったか知りませんけれども、その後ずっと上がってきておる。翌年からずっときておる。今日二十八万円だ。安定法は何をしておるのかということを聞きたいのです。しかも価格をきめましたのは、その業者が中心になつてきめているのです。きめたのは二十三万から十四万じゃなかつたですか、非常に開きの強い安定帯価格をきめて、二十三万にきめて今日二十八万円、その値上がりで、私非公式で聞きますするところ、群馬や埼玉では、今まで養蚕では持たぬから、これを切りかえて他の農作物にするというのをそれをやめて、また養蚕に返るという、こんなばかり安定法では僕は問題にならぬと思う。最初出発するときは三十億、たしか三十二億の年に二十億増して安定資金が五十億あると思う。何ら価値なくして二十八万、何かいろいろな関係の資料を見て参りますれば、これがために輸出の程度がとまっておるという、ほとんど思惑で、わざかな市場で、何か、市場に何があるかそれはわかりませんが、そういうものが中心になって、たたかばかばか値を上げておる、こういう安定期物ができ上がっておりますが、こ

されは問題にならぬと思うのです。だから私は、幸いにこの畜産振興事業団が今買っておりまして、それで幾らかおさまたたといいますけれども、これがもとと急激な下げになりましたならば、私は決してこれだけでは形はできないと思う。できないと思うのです。だから、何とかそういう安定帶を作れる、買い上げ法人の事業団というものは何とか考えていただかぬと、私は問題にならないと思う。大臣、これはどう思います。みんなじくじつておる。昨年作った魚価安定法、大衆魚のですよ、漁業調整法、二つ作って今度は千葉県、岩手、青森でもつて問題になるがごとき政府の指導でこうなったのになじいやいか、この欠損をどうしてくれるか。詳しいことは知りませんが、はたしてその二法律がいいか悪いか別にしまして、そういう実情にある農産物の価格安定ということに対する今のいろいろな法律的な施策に対しても大臣はどうお考えになつておるか。同時に、二十八万円に対してはどういう手打たれか、これは重大な問題だとと思うのです。

ことでございまして、わが国の財政をもつてよく農産物の価格安定をすることができるかということになります。ただ財政や政府の方針だけでは、これは可能でないと私は思うのでござります。そういう意味からいたしまして、できるだけ人為を尽くしまして、需給の見通しを立てまして、そうしてその需給の見通しに合うように生産の奨励をして参ることが必要であろう、こう思うでございます。今蘭の、養蚕の点についてお話をございましたが、私ははなはだ御無礼な申し分でござりますが、戦前のように、全養連にいたしましても、あれだけの農民御自身の団結があり、これに対する指導的身位がありましたならば、また私は三十二年の問題についても打つべき手があつたろうと思うでございます。しかしながら、今日養蚕関係の団体、もしくは養蚕関係のすべての機関、いずれも何と申しますか、時代がたっております、したがつて、構成する人についても、やや私はその感がないのではないかと、思つております。したがつて、一たんああいう事態に当面いたしますと、全く壊滅してしましますというようなことは、非常に遺憾でござります。そこで、それにこりて、十四万円、二十万円という程度に値段が思考されておりますとも、私は適度に安定させることができると、それができないと思うのでございます。そうした場合に、一体養蚕は原価をどの程度を奨励すべきものにしていかなければなりませんかと思つますならば、一般の農産物の中において、養蚕につきましては、私は成長農業の一つとして、これでござります。そこまでござります。

ら逆算して参りまして、これに従事する農家の方々の一人当たりの手間賃がどれくらいになるようしなければならないかということから勘案いたしまして、おおむねこれに働く者の手間賃が一日千円、千円から計算して積み上げて参りまして、まず二十万から二十四万円までのところに安定させることが必要ではなかろうか、こう思うのでござります。で、しかし、これに対して、今当面安定いたしておりますので、まだ幾らか上回っておりますが、実は今年度いたしましては、私どももいたしましても大体共同闘場の道を講じて、そうして資金を共同して確保して、そして買い方が十分に資金の面において困らないようにしよう、この点をまず拡充しておこう、そうして次の問題については、第二段に考えて、養蚕の問題についてはいこうとして、養蚕の問題についていこうといふことで、今年度の蚕糸政策は、今申し上げましたように、共同闘場だけで私はとめておきました、しかし、今御指摘のようなことにつきましても、消費費に見合う生産ということで獎励をして参考することが基本であるということを考えております。消費と申しますのは、世界の消費の傾向がどうあるかと、いうことを見なければならぬ、この世界の消費がどうであるかということについて、かねがね私は、日本において、世界の生糸の消費量に関する打合せ会を開こうじゃないかということを提案をいたしました、アメリカにおいてもこの提案を私はいたしました。イタリアにおいてもいたしました。各国ともこれに對して共鳴をいたしておりまます。したがつて、できるならば、私はなるべくすみやかな機会に、私は大体

三月ごろと見当をつけておりますが、三月ごろに、秦に疏安でも入れる前に、一体今年はどの程度の掃き立てをして一応のめどを立てていくべきものだと考えておるのでございますが、来年からはぜひそういうことに手をつけたいたいと考えておるのでございますが、ことは、今申し上げたおりに、すでに御賛成を得ました予算、もしくは神戸と横浜にそれぞれの共同闘場協会を作らしまして、これはいずれももう近く発足する段取りにまで進んでいるわけでございます。

○ 清澤俊英君 それでね、何か二十八万円の値上がりについて緊急対策とらなきやいかぬですね、それちょっと局长から。

○ 政府委員(立川宗保君) 最近は糸価水準が割合に堅調でありまして、大体二十三、四万円の水準で昨年からずっときたわけです。それで今のお話の二十八万円というやつでありますけれども、これは非常に短期間にとつびな値段が取引所で出たわけです。昨日四月限の納会であつたわけですけれども、おとといと昨日との二日間にかけて、急速な、いわば仕手が動きましてそれで異常にぱっと上がったわけですね。で、異常な値段だと考えますので、昨日さっそく取引所の理事長を招致をいたしまして嚴重な警告をいたしました。で、取引所としては、明日緊急理事会を開いて、対処する方法を協議することになつておりますが、本日すでに値段は相当下がつてきておりま

○植垣弥一郎君 私は、農地開発機械公団の運営のあり方にについて五、六分お尋ねしたいと思います。先刻安田委員から同公団の成績について御質問がありました。その事柄はこの委員会におきまして今までたびたび繰り返されたことでございまして、その質問に對しての農林当局の御説明が納得できなかつたので、今日重ねて安田さんは質問されたのじやないかと思いますが、私も、この三十五年度の欠損が七千五百万だということについて納得できないところがありましたので、いただきました資料のうちの損益計算書を昭和三十年からずっと三十六年の予定まで拝見いたしました。ところが、この三十四年度には千八百万円の欠損でございますが、この年の事業量は七億五百万円になつております。ところが、翌三十五年の事業量は十億七千でありますて、欠損が七千五百万円、先ほど申しだとおりであります。この三十五年の事業量の十億というものは、前年に比べて約四割の増加であります。この種の公団の事業として、一年に四割増しの成績を上げるという事柄は、これは大した成績だと思ったと同時に、それでありながらどうして前年に比べて六千万円の損失がふえたであろうかという点なんですがね。これは、なお調べてみましたところが、結局ですね、三十四年度の機械償却が三億四千万円に対して、三十五年度の機械償却が三億で、六千万円償却がふえているわけです。はなはだおかしく思いましたけれども、このいただきました資料によっての解説は私としては不

可能がありました。ところで、考えますに、この償却を三億するといったような事柄は、この公団の機械の保有量の一割二、三分になるわけです。全体、機械の償却を一割ないし一割二、三分するといったようなことがわからぬであります。もちろん公団のことですから償却規定があつてそれでやつてゐるわけでしょうから間違はないでしようけれども、別の資料によりますと、全然使わない機械も相当ある。また稼働の日数の非常に少ないものがある。そんなに機械は傷んでないはずのものが相当あるのじゃないか。それでいて一割二分も一割三分も償却をしなきやならぬという償却の規定というのが適當かどうかということに疑問を持つておるのであります。悪いことを邪推することになりますけれども、機械のある部分を払い下げするという下心を持つている人があって、故意に帳簿価額をその部分に対しても落としているというようなことがありますのかしらぬといったようなことまで考えるほどこの償却率の高いのに驚いたところであります。

そこで、大臣にお尋ねしたい事柄はですね、この公団についてはいろいろないきさつの御説明もありましたが、従来のいきさつは何であろうとも、農基法が発動してくる、地盤の整備が始まると、土地の改良が始まると、農地の造成が始まるということになればです、この機械公団といふものは大いに活用して、所有している機械はフルに活動かすという方向へ持っていくべきものではあるまいか。ついでですね、お尋ねしたいのは、この公団の業務規

定を再検討してもらつて、改める点はないであろうかどうか、それからこの機械の償却規定といふものを、これも再検討の余地があるのではないか。それで、この公団の成績が欠損にしろ利益が出たにしろ、直ちにわれわれが資料によつて事業の内容がわかる、それから損益のよつて起る理由がわかるといったようなところまでですね、見直しといいますか、再検討と申しますか、そういうところに手をつけて考え直してもらうという御意思はありますかなどどうかということをお伺いするわけであります。

○國務大臣(河野一郎君) 御指摘の点ごもっともに考へる点が多いと思います。十分注意いたしまして今後の運営につきましては遺憾なきを期したいと考えます。

ただ一点申し上げておきたいと思ひますことは、先ほども申し上げましたとおりに、私は日本に数ある公団の中で、政府が一文の出資もしていないければ一厘の補助もしていない公団、そして役目だけは相当なことをやらした公団といふものはこれ以外にないと思います。役員もこれはお前やれ、お前やれとやらることはみんなやらしておいて、スタートするとき何を一体政府がしたかといえど、公団という名前と、アメリカから借金して機械買ってきなさいといふこの二つだけです。しかも私は今から振り返つて考えますと、当時アメリカから買つてこなければいかぬといふような、今までいえばムードで

あつたと思うわけであります。ですから景気をつけてアメリカから借金をして安い金利で機械を買ってきて高い機械を貸すんだから、そこで利益が出るから、それで年賦で払つていけば、ちゃんとうまくいくんだからという、初め計算でスタートをしたということでございます。したがつて、政府のほうも金でも出してあればもっと厳重に監督したかも知れないと思ひます。しかしとにかく返すものはどうにか返しながらある程度返したけれども、あとに借金が残つちゃったと、こういうことだらうと思うのであります。で、機械も今言うとおり、もつと日本に向くような機械をちゃんと買つてくれればよかつたかも知れないと思ひます。今まで以来政府から金をもらつとも出してもらわないので、最近の三ヵ年間だけでも七億五千万円の償却をしています。よくこういう勇敢な決算ができたかららんと思うくらいであります。大臣の今の言葉はよくわかります。

それで先ほどなお検討といつて申しあげるのが抜けておつたようですが、現在使用していない機械がありましたが、これはそれを受け入れてそれをきちやつて、そして政府から出資をするのにも予算ができないから政府出資するものもない。とにかく法律でもつて機械公団を作つて、それでアメリカから金借りて機械買つてきて大規模開墾をやればいいじゃないか、これで東北、北海道が助かるんなら何でもやろうといふことで、それじゃ仕方がありませんからやりますといふことだと思います。事実はそのとおりです、でやつて、まことに私は申しわけないと思います。事実はそのとおりです、私が今から振り返つて考えますと、當時アメリカから買つてこなければいかぬといふ時代であった。それで大規模の機械を入れたら非常に大きな仕事ができるといふ時代であった。それで大規模の開墾をやるために大規模の機械をアメリカから買つてこなければいかぬといふような、今までいえばムードで

あつたことはまことに遺憾千方百ござりますけれども、今後の運営につきましては、今回これだけの改組をし、今は十分に準備と用意の上に立つて出発をする、またお話をとおりこれが日本の機械開墾の土地造成の中心部になるべきものでございますから、今までの経験等も生かしまして、再びあやまちのないように指導して参りたいと考へるものであります。

○植垣弥二郎君 大臣のお話よくわかれました。なるほど今一億以上の欠損を出しておりますが、三十年の事業開始以来政府から金をもらつとも出しても、まだすわつた今まで時間がないから、どうもわざわざ訪問せられることに困難な情勢の中で取りきめを得るためには、まことに御苦労でありますし、われわれとしましても満腹の敬意を表します。それで先般の閣議了解とかで、出先から請訓を仰ぐことなしに河野農林大臣に取りきめの一ことが任せられるというやの取りきめであつたようではあります。それが、そうであればあるほど、大臣の職責まことに重大だと思ひます。したがつて国民の立場で国会である程度の輪郭についてはお伺いしなければならぬと思います。

○小笠原二三男君 この規制区域の問題で難航しておらております。

○國務大臣(河野一郎君) そうでございません。例年同じようなことをやつておられます。

○小笠原二三男君 ではまあ次に移りましたのが、実際機械の稼働する時間の三〇%二〇%といったような稼働率のものが相当あるから、こういふもののは、どれだけにお考へになられて高崎さんのほうに渡してあるのですか。

○國務大臣(河野一郎君) 実は、高崎君が出发いたします前に、今年度の漁獲量についてははわがほうの主張につきましては打ち合わせをいたして参つております。参つておりますが、たゞいまお話しのとおりに、ソ連側からは漁獲量の点については一切触れて参つておません。むしろ高崎君の報告によりますと、規制区域の問題のほかに一步もソ連が入らぬということははなはだ遺憾であるから、わがほうから漁獲量の点について懇談をしてみたけれども、相手はこれに乗つてこないといふことを言つておられます。しかし、それは幾らという提案をしたかといふと終わります。

○小笠原二三男君 最後に回つたので時間がないようですが、一つ委員長、弾力性を持たれてお願いしますし、大臣もまたすわつた今まで時間がないから、どうもわざわざ訪問せられることに困難な情勢の中で取りきめを得るためには、まことに御苦労でありますし、われわれとしましても満腹の敬意を表します。それで先般の閣議了解とかで、出先から請訓を仰ぐことなしに河野農林大臣に取りきめの一ことが任せられるというやの取りきめであつたようではあります。それが、そうであればあるほど、大臣の職責まことに重大だと思ひます。したがつて国民の立場で国会である程度の輪郭についてはお伺いしなければならぬと思います。

○小笠原二三男君 申し上げかねるといいますがね。例年これは秘匿されるべきものでなくて、事前に国民の側に了解せられ、そうしてそのことの増減いかんによって出漁船の漁獲割当といふものが大体どうなるということです。本年だけはちつともこのことがどうかって今ここで申し上げかねますか……。

根本的にこういう点を検討をしていた
だけないものかどうか。もう時間がな
いので、大臣の所見だけ承っておきま
す。

いぶん古くから生産者の立場に立って牛乳の販売を行なった経験を持つておる一人でございますが、古くは昭和七八八年ごろから十年ごろに、いなかの畜産組合長をいたしてあります。ところが、翻つて考えてみると、永に分けて売つたことも、自分で組合長をして実際やつた経験を持っております。すると、生産者たる、決して、またあなたが怒るようなことになつてはござんせんいただきたいのですが、生産農民のほうに浮き心があつてちつとも安定しない。ちよとつり出されるとじきにふらふら、ふらふらと動きますので、今でも私はおそらく、栃木の那須にも牛を銅つておりますけれども……。

○小笠原二三男君 動いておるのは市乳県です、原料乳県は確固たる精神でやつております。

○國務大臣(河野一郎君) それは順次境目のほうに及んでいきますもんですから、これがどうかして今言つておるところに、お話のとおりに酪農組合が確固たるものができる、酪農組合が競争で販売するというようなところまでいけばけつこうですが、既存の酪農組合の中には、そこに先輩がおられますのが、明治の作った酪農組合もあれば、森永の作った酪農組合もある。酪農組合そのものが明治と森永に指導されて作られておるものがあるというのが現状だと私は思うのです。また、北海道のように、あれだけの優位な場所であ

りながら、雪印の確固たる地盤ができてしまつておつて、そしてこれはもうどうにもこうにもくずせない、生産農民自身が組合の中で喜んでおられるかおられないか知りませんが、私がやりました今から二十年前から、北海道の乳価は日本で一番安いが、あの協同組合でがつちと固まつてどうにもならぬいというようなのが日本の現状であります。私はこの現状を決して満足するものではございません。何とかしなければいかぬと考えますけれども、今お話を点で飛躍できれば非常にけつこうでございます。げつこうでございますが、何分にもこの現状をどういう方向に打破していくことが一番いいのかと、いうことについては、なかなか問題があろうと思ひます。まず私は手始めに、どうか地方々々によつて共同販売をするその乳価の決定は、できることならば県単位くらいでひとつ生産者と消費者の代表の間で取引がきめられて、その間にひとつ乳価が決定するところまでいきたいものだと、それには第三者が場合によつては介在してもけつこうだといふところまでいきたいものだと考へておるものでございますが、なかなか内容をなすところの農家の諸君が、いやグリコが来たからどうだとか、いやカルビスが来たからどうだとかいうようなことで、しかも、牛乳それ自身が加工によりまして非常に高く売れるものがある。これが刺激してあつちこつちにトラブルが起つて、どういうような問題がござりますので、どううところに持つていくことが一番いいか。

法律で規定していくとすればどういいか、法律がいいか、ここ一、二年十分にひとついろいろなケースを勘案しつつ、當な線に落ちつけることがいいのじゃないかと思つてゐるわけであります。が、まずことしあたりは、今のようないふらもそれに対してもうけ御申上げて、適切なところに乳業の決定をして取引を公正にしていくくいうところまではいきたいもんだと考えておるのが現在の私の心境でござります。

げというような道はとりたくない。農林大臣の責任においてこれは絶対困るということを強く閣議に提案いたしました。そしてこれを法案を作つて提出して、そしてこれをおきましては、法案の制定をみておきました。これを通産・大蔵両省に提示して、両省の協力を得るべく今努力いたしております。ところが、大蔵省におきましては、法案の制定をみておきました。そのまま申し上げます。したがつて、私は、お前のほうで難色があるならば、一切責任はお前さんのはうでとどまってくれ、おれはもうこの何かわけのわからない責任をとるのは困る、農林大臣として。だから責任の帰趨だけは明らかにしろ、閣内において責任の帰趨が明瞭になれば、おれはそのとおり国会で答弁するからと、局にどこが悪いか、どこが協力できなかつたかといふ点を明瞭にしてもらいたい。というが、今農林省と大蔵省の間で折衝の過程であります。通産省のはうは一応了承して賛成でござりますといふことになつております。私は会期切迫いたしましたこの段階でまことに申しげないと思ひますが、現在の段階におきましては私たちの考えは少なくともことしの暮れの国会には甘味資源開拓法を提出いたしておきますが、大蔵当局がそういう金を準備を進めると、その間の一年間、一年間の暫定期限つきの法律でよろしいからということで大蔵省に提示いたしておきますが、大蔵当局がそういう金を食管会計に納めるということについて難色がございます。食管会計をそのために売りと買ひの法律を出し直すということは、それについて自分のところでは異論がある、こういつてなかなかなりません。

同意いたしません。これが現在の状態でございまして、何とかして、変なことを申し上げて恐縮ですが、法案をせば、社会党さんのほうはすぐ賛成てくれるということで、実は大蔵省に交渉しても間に合うのだから何とかしてくれることで、実は大蔵省に交渉しておりますが、現在の段階はそういうところで實はとまって、交渉中である。ということが実相でござります。

○小笠原三三男君 通産省は賛成し、ということでありますと、結局食管にこれをどうこうしようがしまいか、投資の割当による輸入という現行体制では、これは曲げない。すなわち粗糖については自由化は十月以降やらないと、こういう決定だと了承していいわけですね。

○國務大臣(河野一郎君) 現在は砂糖の輸入は十月に自由化するということにはなっておりません。今事務当局から聞きましたら、私は佐藤大臣との間に話をつけたのであります。が、事務当局、まだ完全に農林省案で全面的に轉成とは言いかねるということで、私ははつきりしておきます。言ふことはもうございますが、いずれにしましても、事感は今申し上げますように、私のはうは案を作つて、そしてこれで、こうということにいたしておりますが、政府部内といたしましては、通産省關係においては一部まだ未了解の点がある、大蔵関係におきましては、食管会計の予算の問題について、了解を得るまことに至つていらないというのが現在の進行状態でございます。十月に自由化いたしません。その間臨時国会、特別国会でもありますれば、私はなおたとえ期間であつても、法律によつてこう

え國へ行る事ある間、い私にては貢当間がと糖　わいに制外かた　ととれ日し出こ應

問題を処理することが適当であると考えて、これで決してやめるといつもりはございません。

○小笠原二三男君 三十七年の上半期の超過利潤としてキロ当たり一円三十銭、これをまあ寄付を強要するということなんでしょうが、吐き出させる、こういうことを食糧庁のほうで決定を見たという新聞の発表があります。八億弱ですね、の金を。これはそのとおりですか。

○國務大臣(河野一郎君) いいえ、そこのおりではございません。私のほうは、今申すような手段でいきたいということを考えておりますので、その法律の出るまでの経過の資金につきましては、政府としても十分そろばんをはじいて、超過利潤を吐き出すべき基準が出て参らなければ適当ないと私は考えます。したがって、今その八億何かしという金は、民間のほうから超過利潤として提供しようという申し出があつたのでございまして、政府としてはそれで一切よろしいという返事をしております。それをお聞かれておるのではないといふことに御了承おき願いたいと思います。

○小笠原二三男君 新聞では、その業界の評論していくわく、また河野さんの例の手だろう、これはものにならないのだという樂觀しておるという記事が載つておるのであります。そう言つておどしつけて、そうしてやるだけのことなんでも、出ないだろ、これは河野さんとしてもまことに失敬千万な話だとお考えになることと思ひます。それで食糧庁長官、三十四、五年で十四億かの超過利潤を取つたが、三十五年度分だけでも超過利潤は七八八億あったといわれておる。そつしますと、三十七年

度の上半期というものがキロ当たり一円三十銭などという從來の算定にちよつと幾ばくかプラスされたよう

な、そういうものが適正だとお考えになりますか。御答弁のあとに

は、この計算せられた根拠を、基礎にならう資料を御提出願つておきたい。

○政府委員(大沢融君) 三十七年度の上半期と申しますと、これから問題でございます。国際糖価がどのようになるか、まだ未知数の問題があるわけ

でございます。業界としてはある程度の予想を立て、先ほどおつやつたようなものならこの際出して結果を見ます。

○小笠原二三男君 これは業界のみならず、農林省の問題として発表になつておきますよ、この金額は。

○政府委員(大沢融君) 新聞の書き方によると、この際申し上げるか……。

○國務大臣(河野一郎君) 私もそういふ不眞面目な点を避けるために、先ほど以上の答弁を申し上げたかもしれません、私の責任において明瞭にすべき点は明瞭にする必要があると考えましたから、先ほど政府部内のことまで御答弁申し上げたのでござります。

私も、あくまでこの問題は明瞭にガラス張りの中で作業を進めていきたいと考えておりますから、さよう御了承いただきまして、御協力を賜わりたいと思います。

○小笠原二三男君 大臣に、この問題に関する問題で、農林省の問題として発表になつておきますよ、この金額は。

○政府委員(大沢融君) 私のほうから通達をした事実はございません。精糖工業会のほうからこの程度の予想を立て、例の管理会に積み立てをしておられます。

○委員長(梶原茂喜君) この際委員の異動について御報告いたします。本日佐多忠隆君が辞任せられ、その補欠として戸叶武君が選任されました。

○委員長(梶原茂喜君) 大体時間が長いものを使わせてもらいたい、それが物価の引き下げの非常に大きなウエイトになる問題だと、こういう問題が一方あります。ビートやカシシヨ糖の国内生産を堅持するというまた片側の問題

題があります。この種の、現在はそれ

とからんで膨大な超過利潤というものがある、それが不当に根拠なしに吸い上げられておるという問題があります。この三者を何らか、大臣おっしゃるよう、抜本的に解決をするという

方途をぜひ緊急にお考えになられるよう、これは国民全体としても、関係者としても、これは要望するところだと思います。今までのように、七十

八億も超過利潤があったものが、十億や二十億足らずの金でまけておいたな

とあります。

○小笠原二三男君 今審議しております農地法なり、農協法の改正案にからんで、あとで事務当局にお尋ねをする

都合上お尋ねしておくんですが、幾つかの法人を作つて、農地の貸付けなりあるいは売却なり、出資なり、こうい

う移動が行なわれるということにからんでみても、あるいは今後の農業改善のための農地の移動という問題を考えても、地代の問題と小作料の問題について、小作料は規制されておりま

すが、じゃ小作料を適正だとするなら地代は不當である、地代が適正だとするなら小作料は不當です。そういう

ことです。

○委員長(梶原茂喜君) 簡単にお願い

ます。

○國務大臣(河野一郎君) まことに適切な御指摘でございまして、私も実は農林大臣に就任いたしましたときに、この問題が絶対に必要な問題である反面におきまして、非常に大きな刺激を起こす問題でございます。どの点について私が発言いたしましても、非常にその影響するところが大きいと考えまして、実はひそかに農地当局に向かって、内部で調査をするべく用意せいで、資料の取り集めを実は私は命じました。ところが、なかなかこれが一朝一夕にして結論の出る問題ではありません。各方面にそれぞれお話しのとおり、小作料について訂正することが是非かと、農地についてこれをお拘束することが非かと、農地に付いてこれが現状のままにおいて農地を勘定いたしましたところが、小作料との間においてすることは当然のことでございます。現状のままにおいて農地を勘定いたしましたところが、小作料との間において非常に矛盾が起こっております。したがつていつのときいか抜本的にこの問題の処理をしなければならぬことは、現在のわが国の農地の問題について、私は当然取り組まなければならぬ問題だと考えます。しかし前段申し上げましたように、よほどこの問題につきましては、十分な資料、十分な全国の慣行等を調査いたしまして、いやしくも無理のないようにいたしてやらなければならぬと思いますので、せつかく準備中であるということで御了承を得た

いとります。

○小笠原二三男君 では、ぜひこの問

題は、やはり農林省当局として困難であるからということで避け得られる問題ではないと思います。どうしたって、農業基本法の基本問題が解決しなければ進展しないとさえ断言してもいいと思うのであります。この道を避けてまわりのところをとやこう動かそうとしたところで、私は本物が出てくるとは思いません。大臣がおっしゃられるような精神で慎重であることまことにが立たられるよう十分な調査と検討を期待いたします。

ですが、先ほどの機械公団のお話です。東北開発のほうの関係の、もう名前が出てしまった松本さん、私も東北開発の問題ではずっとやつておりますから、よく承知しております。ござればな方です。けれどもわれわれ、東北開発の問題の場合にも、われわれでない、私自身口を開けば、これほど国の援助を仰ぎ、全国民的な規模で東北の問題を考えてもらえてできた会社であるから、この会社の中に不明朗な問題や、まして贈収賄等の汚職的なものが起つたりすると、全国民から同情を失う。また国会、政府からも援助の手がこれは冷ややかなものとなつて、しりつけになつてしまつ。一端は理事者の責任である。したがつて、かりそめにもそういうことのないよう、厳重に監督もし、また協力しあつてやってもらいたいと会うたびに、私公式にも、非公式にも申し上げておる。しかるにあつていう問題が起つた。そして松本さん自身も責任を免れ得ない点がある。理事者として不適格である。それは何か、会社経営の基本であつた

る決算報告を共同謀議的に虚偽の決算報告をしておる。これはもう許すべからざることなんです。いかなる人でもその責任は免れることはできません。公法人がこんなでたらめな決算を出します。それにお互いがサインをする。理事会が決定したこの連帶責任といふのは免れることはできない問題だ。そういう点で松本さんは傷があります。公的な国策会社におけるそうした措置をとったことについては、断然これは道義的にも、行政的にも追及されるべき問題であります。また、成田さんのほうの問題については幾多指摘されるような、私はあえて不始末と申し上げる。あれはどのことをやつてもらつて、そして、そこで国の十分な援助がないからといって、赤字が出るその原因が、公団運営の疎漏な点にあったということは行管の指摘されておるところなんですね。長としてその責任を免れることはできません。そういう人々が寄つて新しく両公団が運営されるにしても、他の担当理事や部課長、職員、これがほんとうに長に対して信頼を持つて公団運営に全精力を注ぐかどうかはまことに疑問とするところであります。この点については、私は、任命権者としての責任も、書いていうなら、免れることはできないと思います。不明を恥じなければならぬと思います。で、私は河野大臣に、だからどうこうせいといふを得なかろうと思います。しかし衆院両院、国会の論議になり具体的に名前まであげて論議されるこの過程を両理事長がお聞きとりになつて、そ

て責任をお感じになつて、自発的に進退について任命権者にお問い合わせ等があるという場合には、あえてこれを

（拍手）められますよう、御期待を申し上げまして、一言ごあいさつをいたします。

ましても、あるいはまた機械の稼動状況につきましても、あるいは経理の範減という問題をとらえましても、また

○委員長(梶原凌雲君) 次にこの際農地開発機械公団法の一部を改正する法律案(閣法第五十三号)(衆議院送付)を議題といたします。

も、あるいはまた受託工事の事前調査といふ問題につきましても、さらにさることながら、公団内における監事の職務権限の問題につきましても、あるいはまた機械の諸条件の適正化の問題につきま

異議。ございませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(梶原茂義君) 御異議ないを
認めます。
よしよしよしよしよしよしよしよしよしよ
よしよしよしよしよしよしよしよしよしよ

でも、さらにまた従業員の退職金の問題につきましても、各般に述べたとおり、全くその運営の内容はほとんどをきわめておおざかに、おこなつてお

御意見のござりまする方は賛否を明らかにしてお述べを願います。

い改正法案を見ましても、いまたにこの、今後における業務計画、あるいは、また資金計画等が公団新発足という立場をする時点においてすらも、いまだ農林省当局において検討中である。

いと思います。

の構造改善というより、重大な今後の日本の農政の方向を考えてみます。谷も、きわめてその計画がいまだに検討中であるという点につきましては、了承いたし、解に苦しむところでござります。今

のもござりますが、すでに行管の指摘、あるいは決算報告書にもあります放慢であり、それからずさんであつた点が明確にされておるのであります。

日、池田内閣の高度成長政策のしわ寄せを受けまして、農民は経営に行き詰まりを来たしているし、中小企業は字倒産といふような問題までも起こしまして、四苦八苦の状態であるわけですが

結果は累積赤字が一億七千二百三十五万円という膨大な赤字を生じたのであります。これは農林省当局の

国民の血税であるところの財政を使いまして、多額の赤字を出し、しかも全く団の態勢が全部そろわないといふ今日の中において、さらに一億五千万円もござります。しかるにもかかわらず

指導管理がほとんど皆無であったなどと
う事実によるところもありますけれども、
公団の運営自体が行管が指摘してお
りますように、相互運営の点におきま

の謹大な政府資金を支出いたしました
再出発をしようという公団がこれでは
あまりにも国民の期待に沿わないとい
う感じがするわけでござります。

昭和三十七年五月九日印刷

昭和三十七年五月十日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局